

事業承継等に関する現状と課題について

平成26年3月
中小企業庁

1 事業承継の重要性

- 1-1 中小企業の意義
- 1-2 事業承継の重要性・意義

2 これまでの事業承継施策の展開

- 2-1 中小企業における事業承継に関連する措置
- 2-2 経営承継円滑化法の概要(平成20年10月(民法の特例は21年3月)施行)
- 2-3 事業承継税制①(相続対策への対応)
事業承継税制②(平成25年度税制改正)
- 2-4 民法の特例(遺留分による制約への対応)
- 2-5 金融支援(親族外承継等の資金ニーズへの対応)

3 事業承継に関する現状と課題

- 3-1 事業承継等の状況についての概観
 - 3-1-1 経営者の交代率の低迷と経営者の平均年齢の上昇
 - 3-1-2 経営者の平均引退年齢の上昇と60歳以上の経営者の割合の増加
 - 3-1-3 事業承継時の課題となる後継者難
 - 3-1-4 事業承継の形態の多様化

3-2 事業承継等の形態ごとの課題

3-2-1 親族内承継の課題

3-2-2 親族外承継の課題

(参考1)「経営者保証に関するガイドライン」の概要

(参考2)「経営者保証に関するガイドラインQ&A」の主な概要

3-2-3 事業譲渡(事業売却)の課題

(参考)中小企業のM&Aのマーケット構造

(参考)事業引継ぎ支援

3-2-4 廃業に係る課題

3-3 事業承継等のタイミングについての現状と課題

3-3-1 経営者の高齢化によるリスク

3-3-2 事業承継と経営革新①(事業承継後の業績の傾向)

3-3-3 事業承継と経営革新②(事業承継後の経営革新の取組と業績との関係)

3-3-4 事業承継を契機とした経営革新を行う上での課題

3-4-1 事業承継に要する期間

3-4-2 事業承継の準備状況と具体的な取組内容

1. 事業承継の重要性

1-1 中小企業の意義

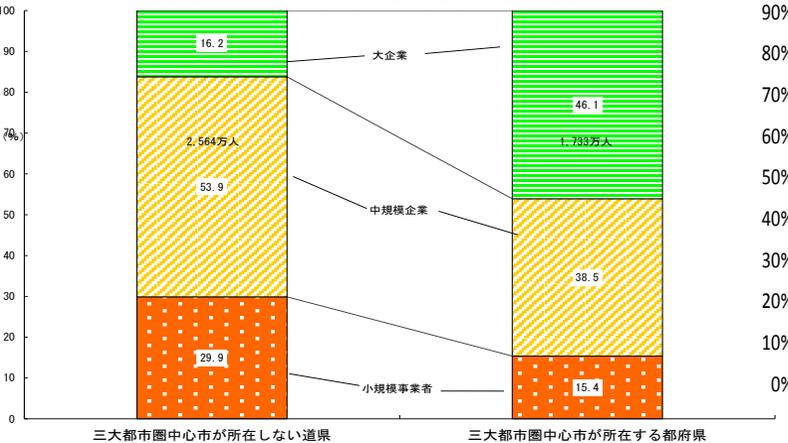
○企業は、利益を追求すると同時に、従業員の雇用を守り、取引先と良好な関係を築き、その保有する技術やノウハウで素晴らしい商品・サービスを提供していく、社会にとって重要な存在である。

○中小企業の数、385万社で我が国企業の99.7%（経済センサスー活動調査(2012年)）を占め、中小企業の従業者数は、2,834万人で我が国雇用の65.9%（経済センサスー基礎調査(2009年)）を占めている。また、国民総生産の2割を占める製造業においても、中小企業は40.6兆円(2010年工業統計表)と製造業付加価値額の5割を超えており、我が国経済を支える存在である。

○とりわけ、地方経済において中小企業の果たす役割は大きくなっており、企業規模別の雇用者数を三大都市圏と三大都市圏以外の地域で比較すると、三大都市圏以外の地域において、雇用者数における中小企業比率が高くなっている。また、小規模事業者の商品の販売地域は、同一市町村から同一県内が5割以上を占めており、中小企業は、地域の雇用と需要を担い、その生活基盤を支える役割を担っていることが伺える。

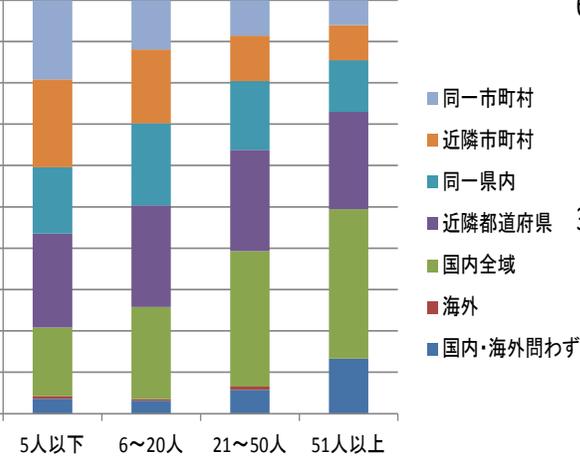
○他方で、中小企業数は減少しており、各地で進行する就業人口の減少や地域経済の疲弊等に歯止めをかけることができず、我が国経済全体が悪循環に陥ることも懸念される。

三大都市圏中心市が所在しない道県とそれ以外の都府県における規模別の常用雇用者・従業者割合の比較



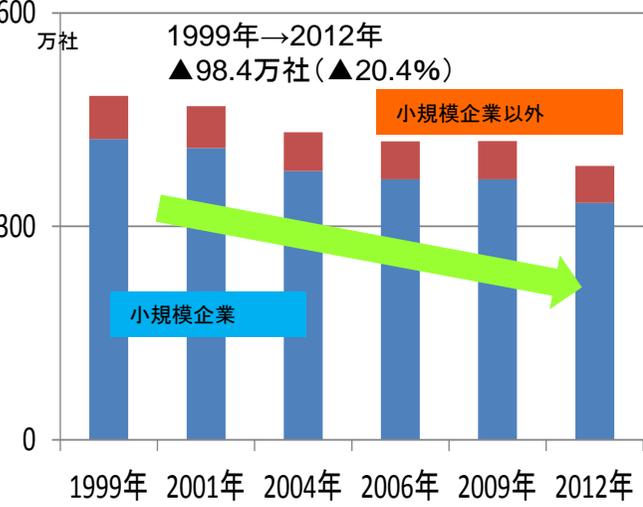
(出典) 経済センサス-基礎調査(2009)
 (備考) 三大都市圏を関東大都市圏、中京大都市圏、京阪神大都市圏、三大都市圏中心市が所在する都府県を埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都市、大阪府、兵庫県としている。常用雇用者・従業者の数は、本社の所在する都道府県に計上している。

商品の販売地域



(出典) 平成24年度中小企業基本実態調査
 (備考) 主な販売先を1つ選択する形式の設問に対して回答を求め、当該回答をした企業の構成比を示している。

中小企業数の動向

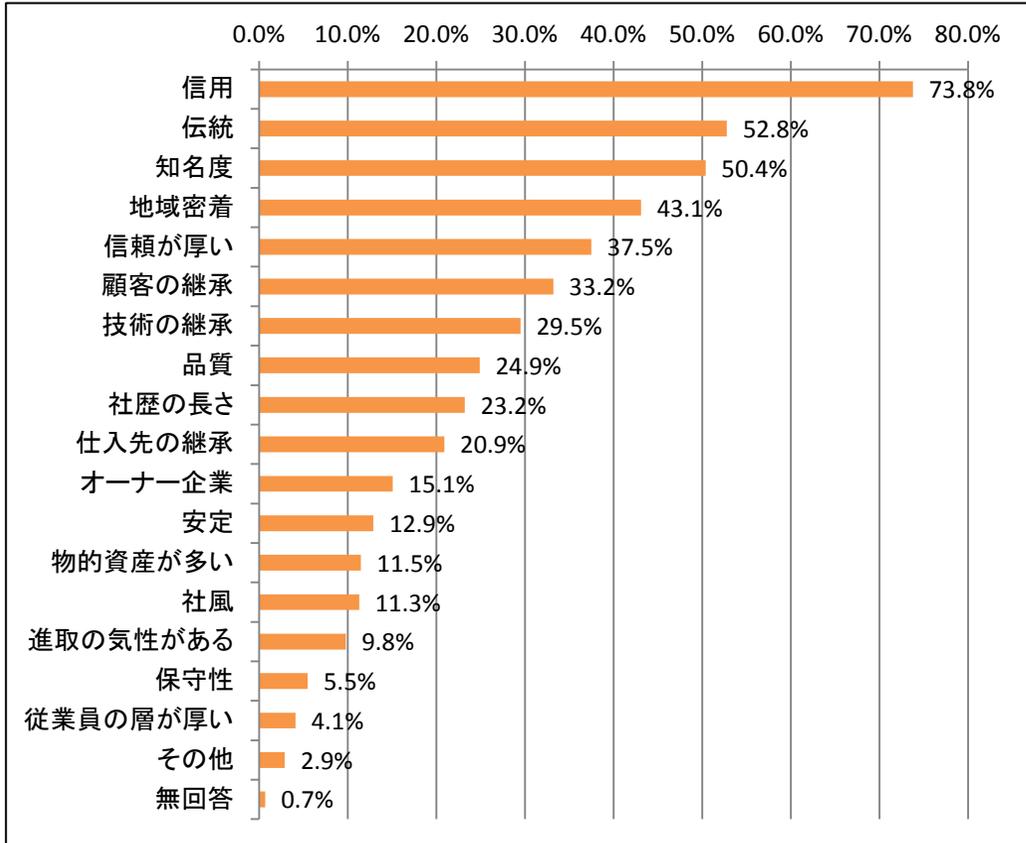


(出典) 中小企業政策審議会小規模企業基本政策小委員会第1回資料、経済センサスー活動基本調査(2012)

1-2 事業承継の重要性・意義

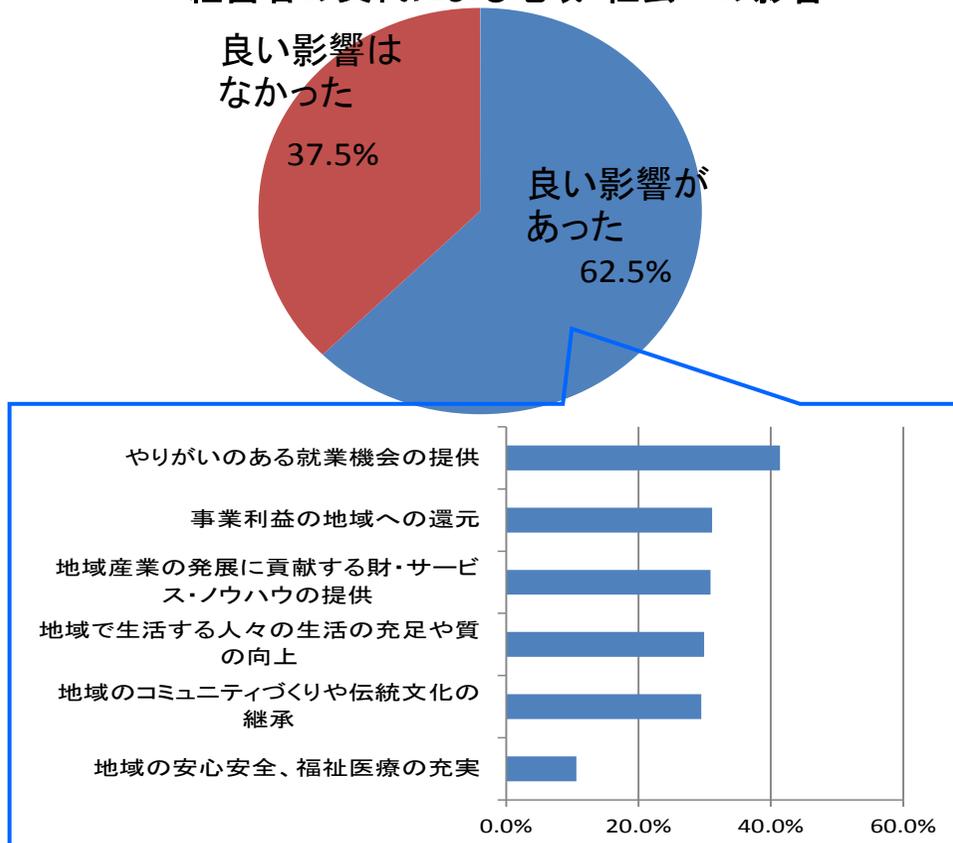
- 中小企業は、社会的な価値を生み出しており、社会にとって必要な存在であるからこそ、企業の事業が円滑に次世代にバトンタッチされていくことが重要である。
- 創業100年を超える「老舗企業」の強みとして挙げられている「信用」、「伝統」、「知名度」は、事業承継を重ね、事業を継続してきたからこそ培われているものであり、事業承継の重要性が伺える。
- 事業承継による経営者の世代交代によって、地域や社会に良い影響があったと回答する中小企業は6割を超えており、事業承継の意義は、企業の存続はもとより、新たな経営者の手によって地域や社会と一層強く結びついていくことにもあると考えられる。

老舗企業の強み



(出典) 帝国データバンク「百年続く企業の条件」(2009年9月、朝日新聞出版)

経営者の交代による地域・社会への影響

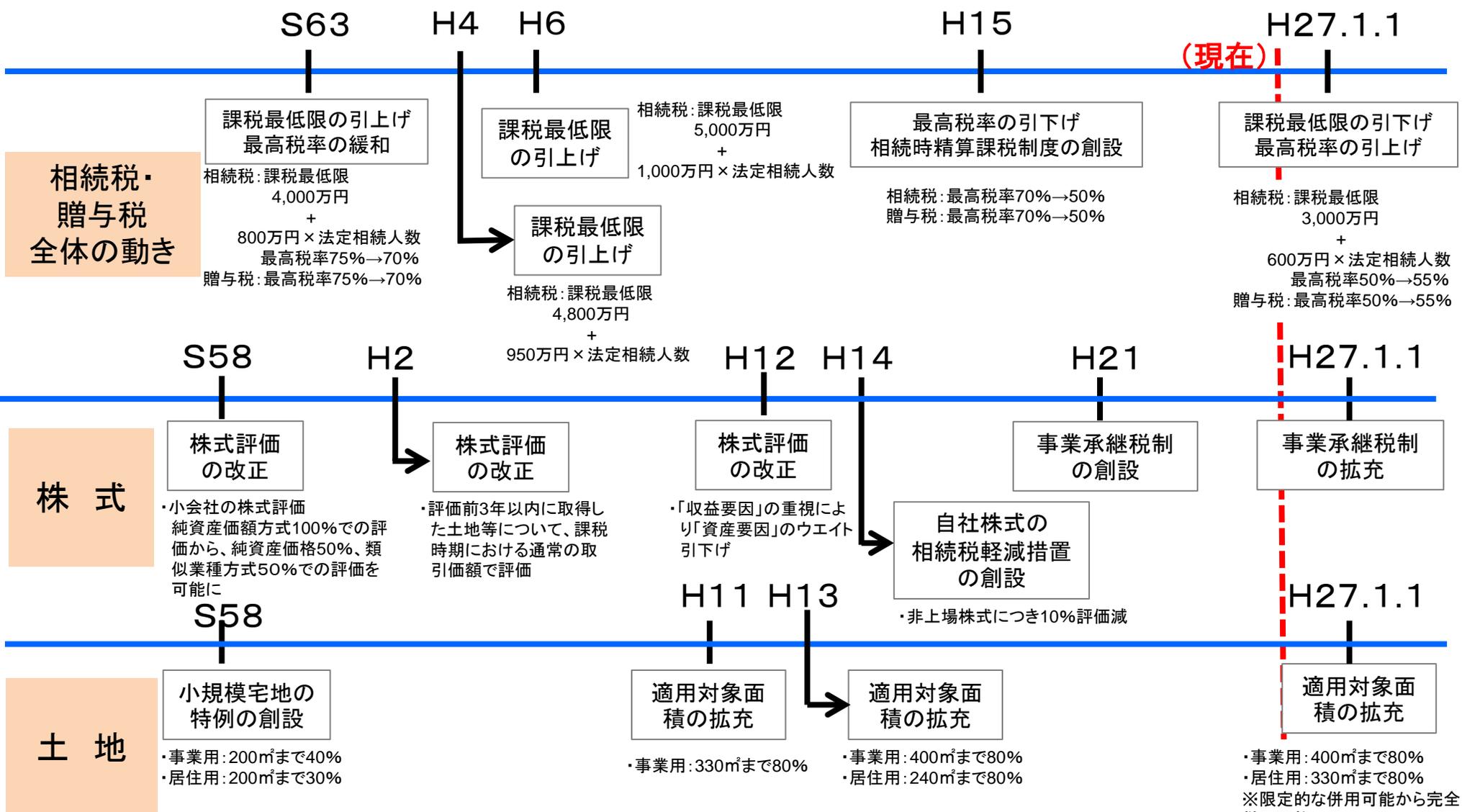


(出典) 中小企業白書 2013 再編加工

2 これまでの事業承継施策の展開

2-1 中小企業における事業承継に関連する措置

○これまで、事業承継のボトルネックとなる相続税・贈与税に係る負担軽減のため、事業用資産(土地)・株式の承継に関する税制措置を整備。



※ 平成20年10月に「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」施行。

1. 事業承継税制

○非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度

中小企業の事業活動の継続を通じた雇用の確保や地域経済の活力維持を図る観点から、後継者が、経済産業大臣の認定を受けた中小企業の株式等を現経営者から相続等又は贈与により取得した場合において、相続税・贈与税の納税が猶予される(雇用確保をはじめとする5年間の事業継続等が要件)。

事業承継の円滑化

地域経済と雇用を支える中小企業の事業活動の継続

2. 民法の特例

◇後継者が、遺留分権利者全員との合意及び所要の手続を経ることを前提に、以下の民法の特例の適用を受けることができる。

①生前贈与株式等を遺留分の対象から除外

➡ 贈与株式が遺留分減殺請求の対象外となるため、相続に伴う株式分散を未然に防止

②生前贈与株式等の評価額を予め固定

➡ 後継者の貢献による株式価値上昇分が遺留分減殺請求の対象外となるため、経営意欲が阻害されない

3. 金融支援

◇経営者の死亡等に伴い必要となる資金の調達を支援するため、経済産業大臣の認定を受けた中小企業者及びその代表者に対して、以下の特例を設ける。

①中小企業信用保険法の特例 (対象:中小企業者)

②株式会社日本政策金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の特例 (対象:中小企業者の代表者)

➡ 親族外承継や個人事業主の事業承継を含め、幅広い資金ニーズに対応

経営承継円滑化法 附則(抄)
(検討)

第3条 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

○中小企業の事業承継のボトルネックを解消するため、後継者が、経済産業大臣の認定を受けた非上場会社の株式等を現経営者から相続等又は贈与により取得した場合において、相続税・贈与税の納税を猶予する特例制度が創設された(平成21年度税制改正)。

制度概要

経済産業大臣の認定件数 : 相続 521件
贈与 300件

(2014年2月末現在)

相続税の納税猶予制度

○後継者が納付すべき相続税のうち、相続等により取得した非上場株式等^(注)に係る課税価額の80%に対応する額が納税猶予される。

(注)相続前から後継者が既に保有していた議決権株式等を含め、発行済議決権株式総数の2/3に達するまでの部分に限る。

贈与税の納税猶予制度

○後継者が納付すべき贈与税のうち、贈与により取得した非上場株式等^(注)に係る課税価額の全額に対応する額が納税猶予される。

(注)贈与前から後継者が既に保有していた議決権株式等を含め、発行済議決権株式総数の2/3に達するまでの部分に限る。

○相続税・贈与税の申告期限から5年間は、以下のような要件を満たして事業を継続することが必要。

- ①雇用の8割以上を毎年維持 【改正後】雇用の8割以上を5年間平均で維持
- ②後継者が代表を継続
- ③現経営者が役員(有給)を退任 (贈与税)【改正後】現経営者が代表者を退任
- ④対象株式等を継続して保有
- ⑤上場会社、資産管理会社、風俗関連事業を行う会社に該当しないこと 等

○平成25年度改正において、各種要件の緩和等が実現。

事業承継税制の拡充(平成27年1月施行)

事業承継税制の適用要件の見直しや手続の簡素化を通じ、制度の使い勝手の大幅な改善を図る。

後継者は、現経営者の親族に限定

➡ **親族外承継を対象化**

雇用の8割以上を「5年間毎年」維持

➡ **雇用の8割以上を「5年間平均」で評価**

要件を満たせず納税猶予打切りの際は、納税猶予額に加えて利子税の支払いが必要



利子税率の引下げ(現行2.1%→0.9%)
※平成26年1月施行
承継5年超で、5年間の利子税免除
民事再生・会社更生・中小企業再生支援協議会での事業再生の際にも、納税猶予額を再計算し、一部免除

相続等・贈与から5年後以降は、後継者の死亡又は会社倒産により納税免除

現経営者は、贈与時に役員を退任

➡ **贈与時の役員退任要件を代表者退任要件に**

制度の利用の前に、経済産業大臣の「認定」に加えて、「事前確認」を受けておく必要

➡ **事前確認制度を廃止** ※平成25年4月施行

猶予税額の計算で現経営者の個人債務・葬式費用を株式から控除するため、猶予税額が少なく算出

➡ **現経営者の個人債務・葬式費用を株式以外の相続財産から控除**

2-4 民法の特例(遺留分による制約への対応)

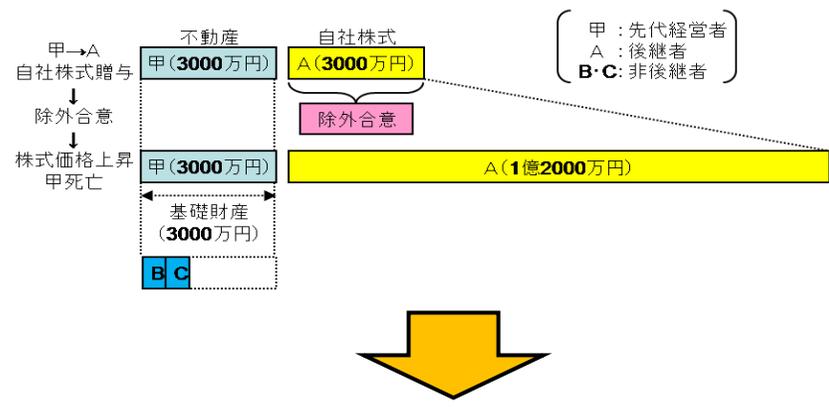
- 事業承継においては、現経営者の保有する株式等の事業用資産を円滑に後継者に承継することが重要。ただし、生前贈与や遺言を活用しても、遺留分(配偶者や子供に対して最低限度の資産承継の権利を保障する民法上の制度)の制約が存在。
- 制度創設前は、個々の遺留分権利者がそれぞれ単独で家庭裁判所に申立てを行い、その許可を得なければならないことから、遺留分権利者ごとに許否の判断が異なる可能性があり、許可された者と許可されなかった者との間で不公平が生じるおそれがあるなど、円滑な事業承継に支障。
- このため、親族内の遺留分権利者の全員が合意をすることにより、相続法における法律関係を合一的に確定させる「民法特例」の制度を創設。

制度概要

認定件数 **69件** (2014年2月末現在)

1. 贈与株式等を遺留分算定基礎財産から除外《除外合意》

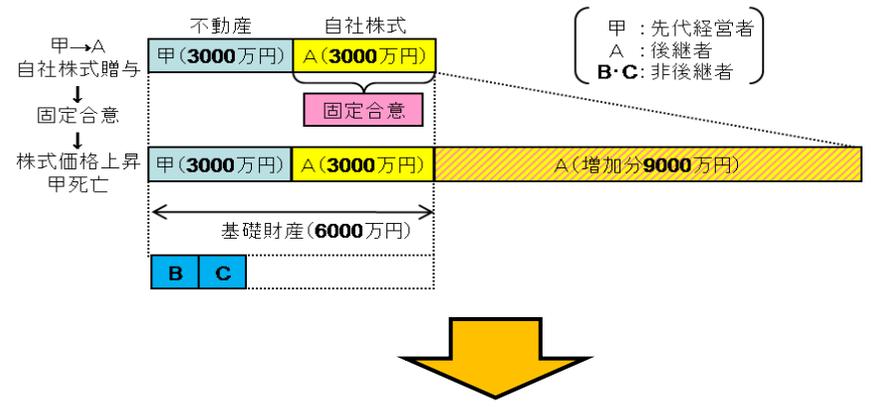
先代経営者の生前に、経済産業大臣の確認を受けた後継者が、遺留分権利者全員との合意内容について家庭裁判所の許可を受けることで、先代経営者から後継者へ贈与された自社株式その他一定の財産について、遺留分算定の基礎財産から除外。



- ・事業継続に不可欠な自社株式等に係る遺留分減殺請求を未然防止
- ・後継者単独で家庭裁判所に申し立てるため、非後継者の手続は簡素化

2. 贈与株式の評価額を予め固定《固定合意》

生前贈与後に株式価値が後継者の貢献により上昇した場合でも、遺留分の算定に際しては相続開始時点の上昇後の評価で計算される。このため、経済産業大臣の確認を受けた後継者が、遺留分権利者全員との合意内容について家庭裁判所の許可を受けることで、遺留分の算定に際して、生前贈与株式の価額を当該合意時の評価額で予め固定。



- ・後継者が株式価値上昇分を保持できる制度の創設により、経営意欲の阻害要因を排除

2-5 金融支援(親族外承継等の資金ニーズへの対応)

背景

○近年、中小企業の経営者の高齢化が進行し、親族内での後継者確保が困難となる中、親族外への承継手法であるM&A等により事業を承継するケースが増加しているが、特に小規模企業は中規模企業よりも金融機関からの借入れは困難であり、資金調達の面に課題。

金融支援制度の創設

経済産業大臣の認定

認定件数 84件(2014年2月末現在)

事業活動の継続に支障が生じている中小企業者(非上場会社及び個人事業主)を**経済産業大臣が認定**

会社の資金需要に対応
(個人事業主を含む)

中小企業信用保険法の特例

○信用保険の拡大(別枠化)を措置。

- ・株式、事業用資産等の買取り資金
 - ・一定期間の運転資金 等
- の資金調達を支援。

通常

普通保険(2億円)
無担保保険(8,000万円)
特別小口保険(1,250万円)

+

拡大(別枠化)

普通保険(2億円)
無担保保険(8,000万円)
特別小口保険(1,250万円)

後継者個人の資金需要に対応

株式会社日本政策金融公庫法及び 沖縄振興開発金融公庫法の特例

○代表者個人に対する融資を実施。

- ・株式、事業用資産等の買取り資金
 - ・相続税、遺留分減殺請求への対応資金 等
- の資金調達を支援。

※通常1.55%の基準金利(中小企業事業)が適用されるところ、1.15%の特別利率を適用。[2012年8月時点]

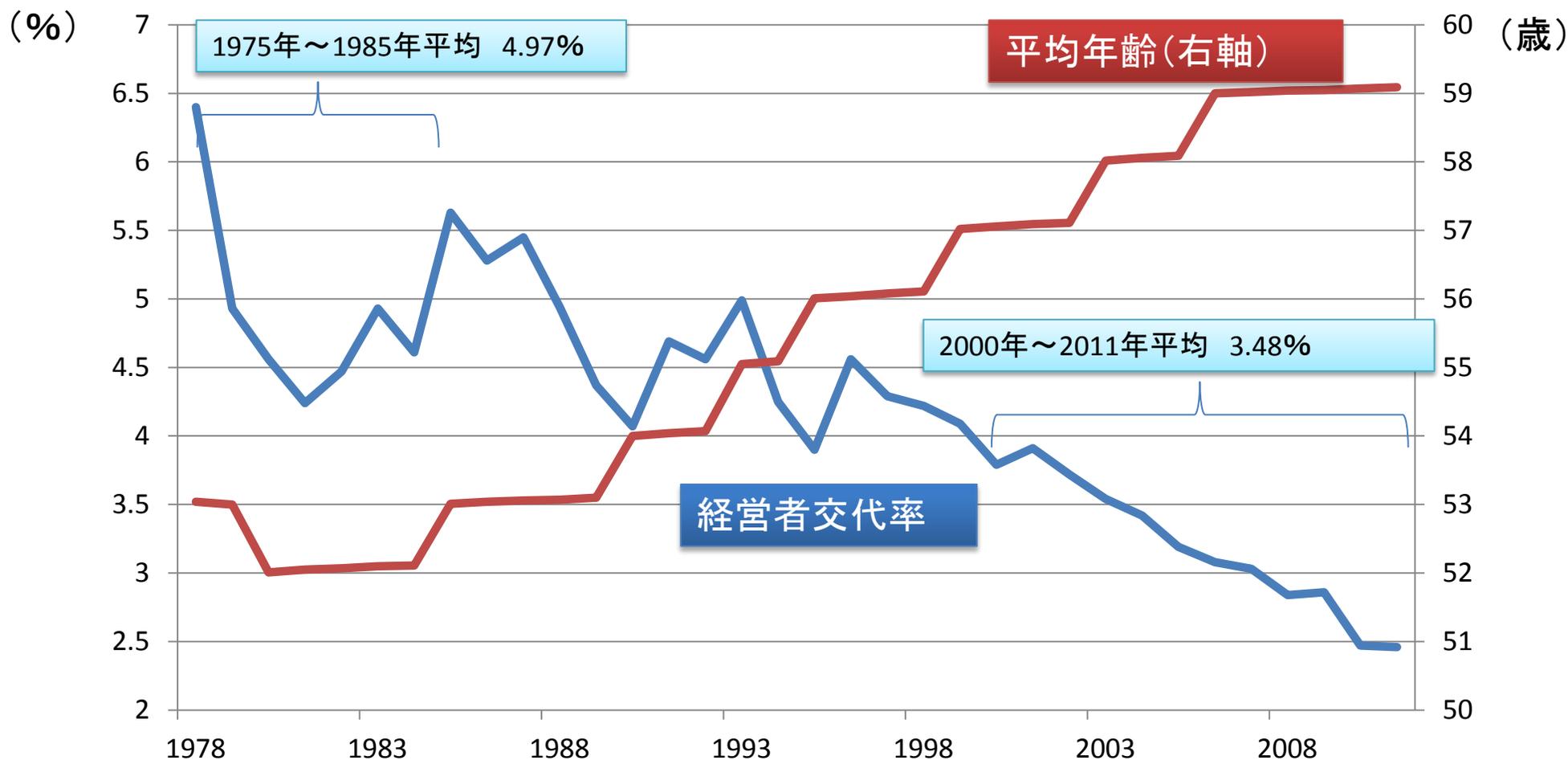
信用補充制度は、中小企業に対する信用保証協会による信用保証、信用保証協会に対する政府の再保険から成っており、信用保証協会の保証の限度額は、信用保険法で定められた保険限度額に準じている。
※無担保保険:信用保証協会で行う債務の保証に当たり、担保の提供をさせないものについての保険
※特別小口保険:小規模企業者について、信用保証協会で行う債務の保証に当たり、担保の提供をさせないものについての保険

3 事業承継等に関する現状と課題

3-1 事業承継等の状況についての概観

3-1-1 経営者の交代率の低迷と経営者の平均年齢の上昇

- 経営者の交代率は、昭和50年代の平均5%に比べて、足下約10年間の平均では3.5%、2011年では2.46%と低迷している。
- 経営者の交代率の低迷に伴い、経営者の平均年齢は上昇傾向にあり、2011年では59.09歳(59歳9箇月)となっている。



(出典) 帝国データバンク「全国社長分析」(2012)

(備考) 「全国社長分析」では2012年調査までは個人経営の代表を含んだ調査、2013年調査からは株式会社、有限会社に限定した調査となっており、株式会社、有限会社に限定した場合、2013年の経営者の交代率は3.67%、経営者平均年齢は58.9歳。

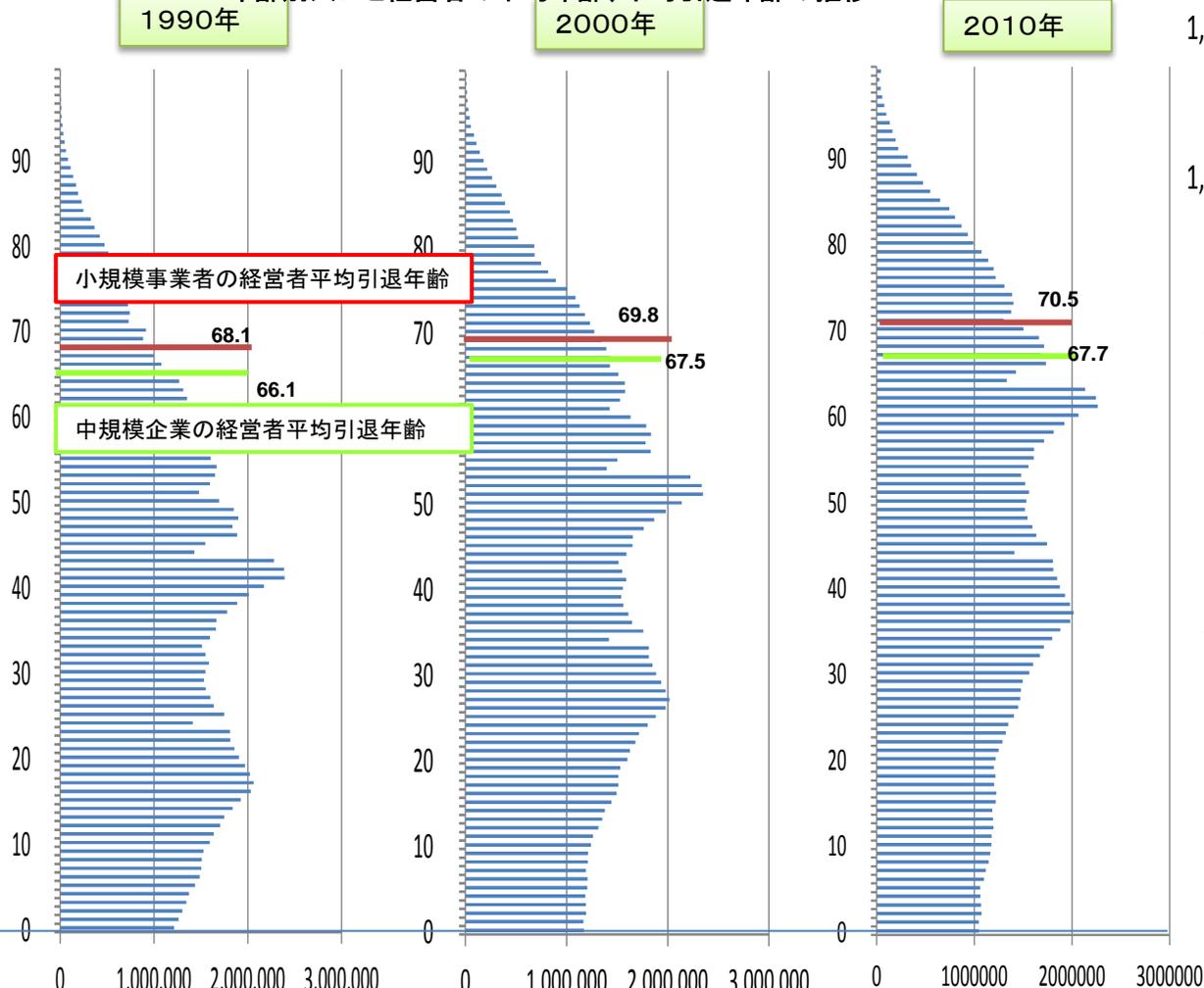
3-1-2 経営者の平均引退年齢の上昇と60歳以上の経営者の割合の増加

○高齢化の進展に伴い、経営者の平均引退年齢も上昇傾向にあり、直近の経営者の平均引退年齢は、中規模企業で67.7歳、小規模事業者では70.5歳となっている。

○こうした中で、60歳以上の経営者の割合は20年前の29.8%に対して、2012年には51.8%となっている。

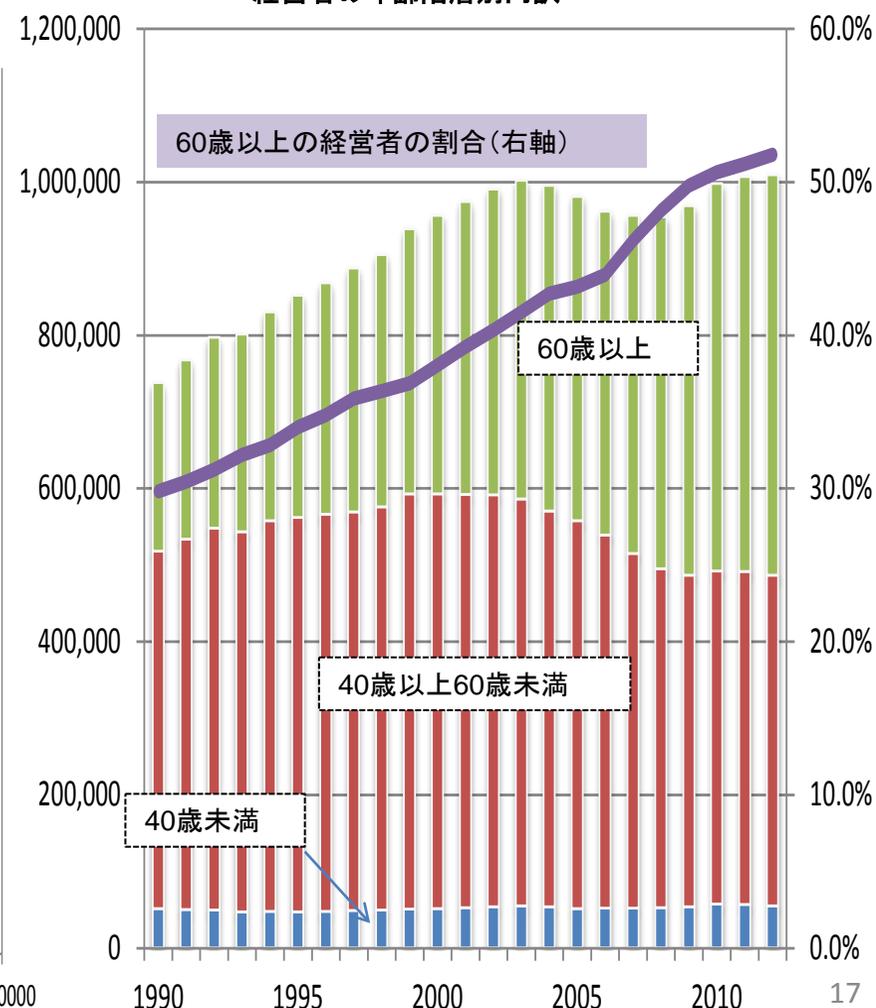
➡ 今後10年間で、5割を超える現経営者は平均引退年齢にさしかかり、事業承継のタイミング。

年齢別人口と経営者の平均年齢、平均引退年齢の推移



(出典) 年齢人口：総務省「国政調査」、経営者平均引退年齢：中小企業庁「中小企業白書」(2013)
 (備考) 経営者平均引退年齢については、事業承継時期「0～4年前」を2010年、「10～19年前」を2000年、「20～29年前」を1990年においている。

経営者の年齢階層別内訳



(出典) 帝国データバンク「全国社長分析」(2012)
 (備考) 株式会社、有限会社の経営者の年代別構成。

3-1-3 事業承継時の課題となる後継者難

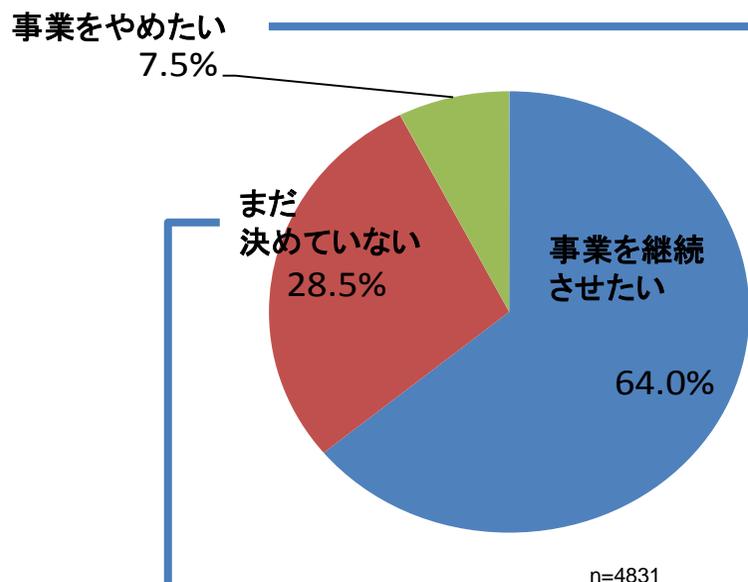
○現経営者が引退した後の事業の継続意向について見ると、まだ決めていないと回答した中小企業が約3割、事業をやめたいと回答した中小企業も約1割存在している。

○「事業をやめたい」と回答した中小企業では、後継者難に関連する理由を回答した中小企業が5割を超える。さらに、後継者難の内訳を見ると、就業の多様化や少子化を背景に、親族である息子・娘に継がせられないと回答した中小企業が約6割となっている。

○「まだ決めていない」と回答した中小企業のうち、「後継者を確保できるかわからない」ことを理由とする中小企業が約3割となっている。

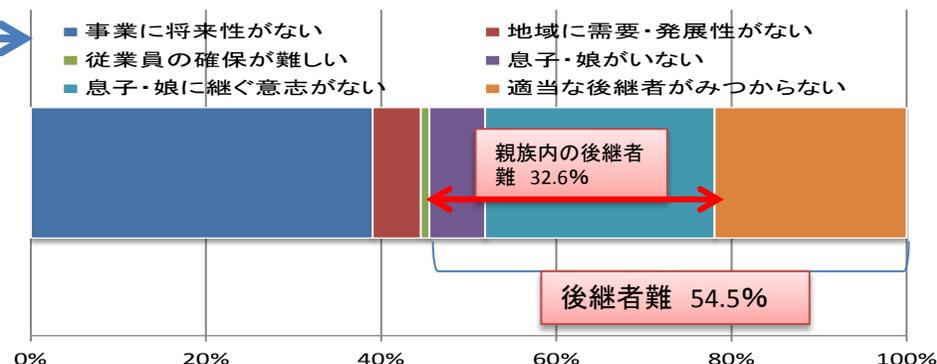
➡ 少子化等を背景とした親族内承継の難しさによる後継者難で廃業を余儀なくされる中小企業や、事業継続の意向が決まらない背景として後継者が確保できるかわからないとする中小企業が、全体の約1割を占める。

経営者を引退した後の事業継続意向



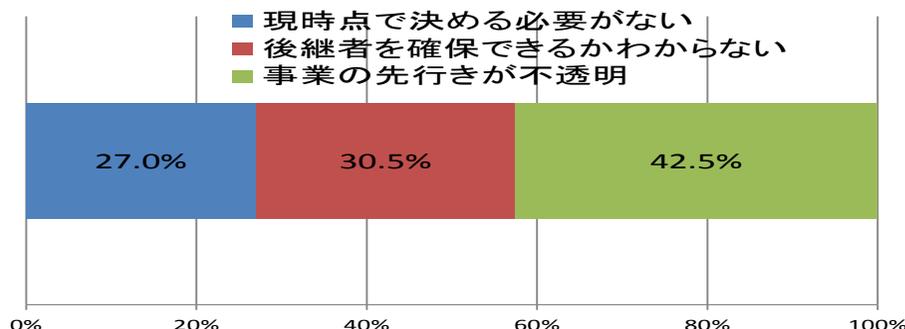
事業をやめたい理由

n=912



まだ決めていない理由

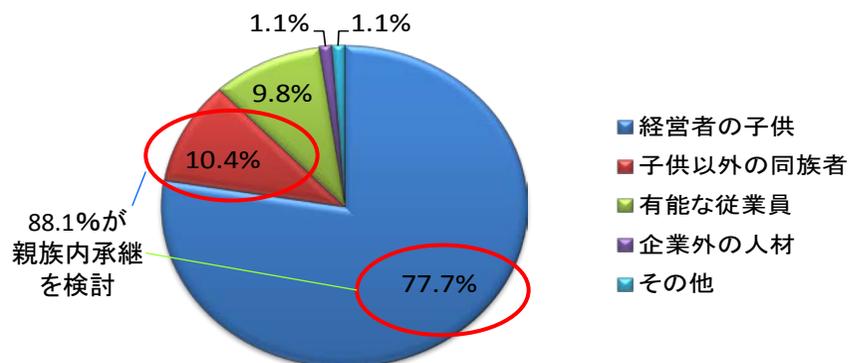
n=1303



3-1-4 事業承継の形態の多様化

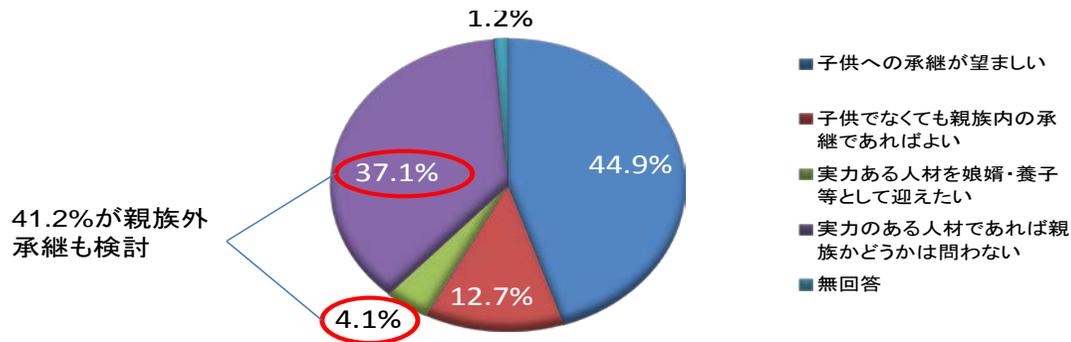
- 直近10年間に行われた事業承継のうち、親族内承継が約6割を占める。
 - 他方で、過去(20年以上前)は後継者候補として親族を挙げる中小企業が約9割となっていたことと比べ、足下では、少子化等も背景に親族外承継も視野に入れて後継者を検討する企業の経営者が4割を超えている。実際、過去と比較して親族外承継をした中小企業の割合は増加傾向にある。
 - さらに、株式会社日本M&Aセンターが仲介したM&A成約組数は、2012年度は過去最高の110件を記録。
- 企業の事業を円滑に次世代にバトンタッチしていくためには、多様化する事業承継の形態に対応した施策の検討が必要。**

1991年当時の後継者が決定している企業の後継者の内訳



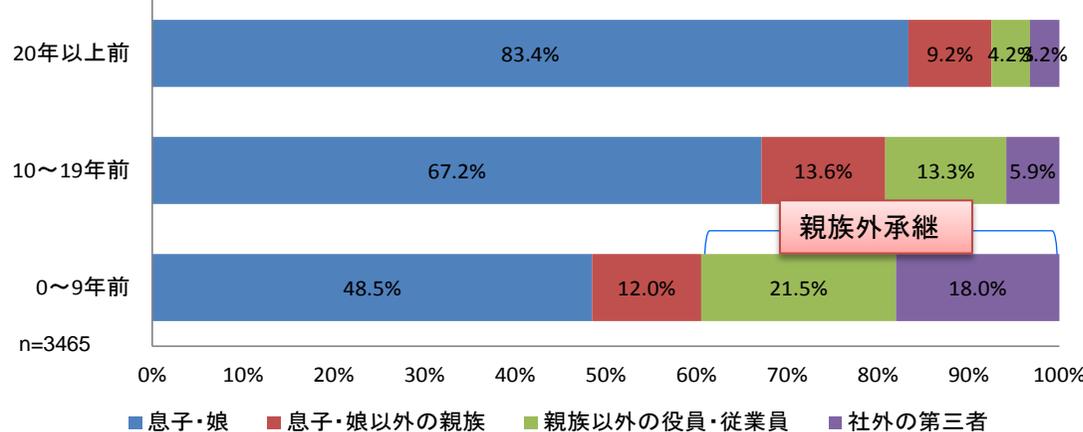
(出典) 中小企業白書1992

経営者として望む後継者像



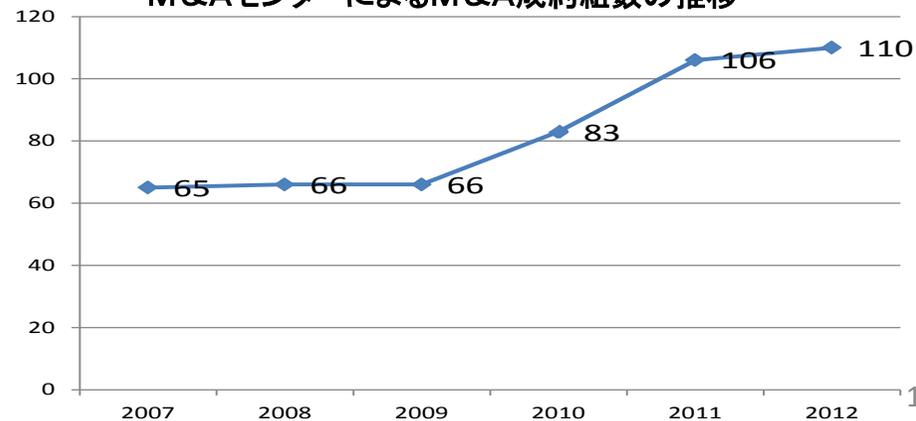
(出典) みずほレポート「事業承継の2012年問題」を乗り越えるために(2011)

事業承継時期別の現経営者と先代経営者との関係



(出典) 中小企業庁委託調査「中小企業の事業承継に関する調査に係る委託事業報告書」(2012年11月)株式会社野村総合研究所 再編加工

M&AセンターによるM&A成約組数の推移



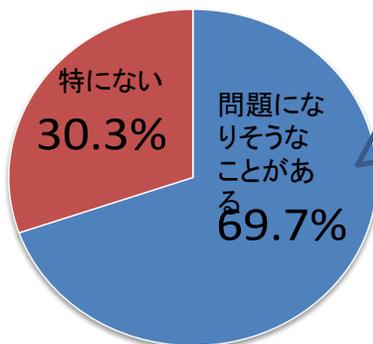
(出典) 中小企業白書2013 再編加工

3-2 事業承継等の形態ごとの課題

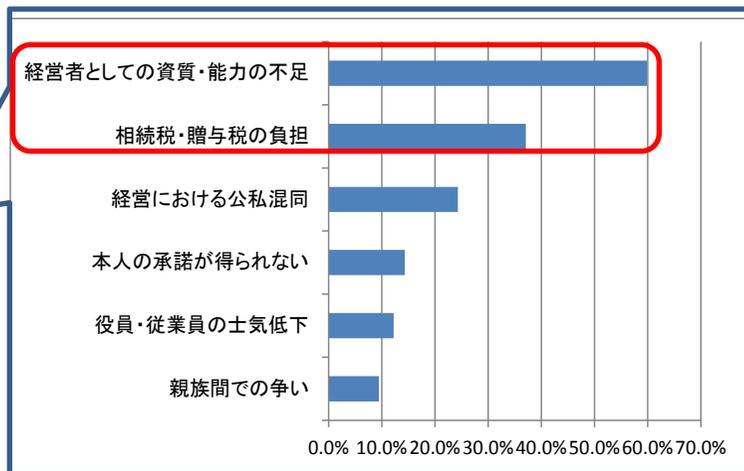
3-2-1 親族内承継の課題

- 全体の約6割を占める親族内承継において、事業承継の際に問題があると回答する中小企業は約7割。
- 具体的な問題点としては、第一に経営者としての資質・能力の不足、続いて、相続税・贈与税の負担が挙げられるが、事業承継の準備をしている中小企業の具体的な取組の内容を見ると、後継者の資質・能力の向上に取り組んでいると回答する中小企業の割合が最も高く、約6割を超える中小企業でその取組が進んでいる。

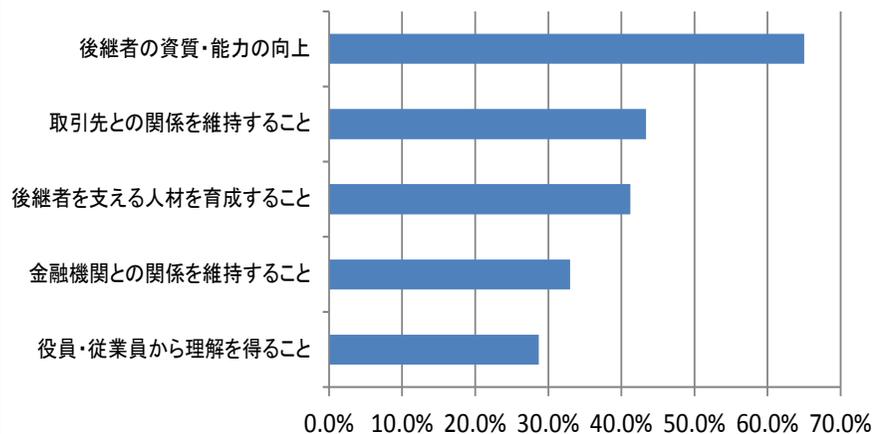
事業を引き継ぐ際の問題
(n=2255)



具体的な問題(複数回答) (n=1571)



中小企業の事業承継の準備をしている企業の具体的な準備内容
(60歳以上) 上位5位 ※複数回答



(出典)中小企業庁委託調査「中小企業の事業承継に関する調査に係る委託事業報告書」(2012年11月)株式会社野村総合研究所 再編加工

相続税に危機感を感じて行った事業承継でスピーディな経営に支障

- 東京の建設会社では、実質無借金な財務内容であり、優良企業であったがゆえに株価の評価は高くなることが想定された。
- 先代経営者は、自分自身が過大な報酬をとることを良しとしなかったため、相続財産の現預金では相続になったときの納税資金の不足が想定された。
- そのため、**株式分散**を行うことを決意。10年以上の年月をかけて、先代経営者の所有株式を相続人に毎年贈与を繰り返すとともに、従業員や信頼できる取引先、金融機関などに株式売却を行い、同族での持ち株比率を51%までに引き下げ。
- その結果、先代経営者の他界後も、相続財産の現預金で納税し、相続税の申告・納税は完了したが、**同族での持ち株比率を51%まで引き下げ**ているため、会社の**重要事項等を決定**する株主総会の特別決議等に当たり、**同族以外の株主の同意**を得ることが必要な状況に陥っている。

(中小企業白書2006による)

事業用資産が大きく相続税を懸念する個人事業主

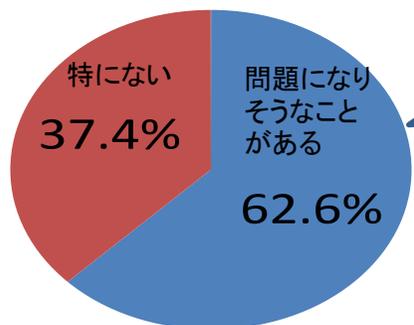
- 山形の仏壇の製造・卸・小売業を営む個人事業主では、10年前くらいに、先代経営者から、現在の経営者が実質的な経営を任されるようになった。
- もともと、仏壇の製造・卸売のみで、小売はほとんど手がけていなかったが、実質的に経営を任された時点で、卸売の落ち込みを想定し、小売を展開していくため、工房兼小売を行うための店舗を建てた。
- 店舗は約8000万円**で償却も進んでいない。また、**事業用の土地も約700㎡、自宅の土地も約600㎡**ある中で、先代経営者は存命中で、**名義は店舗、土地、自宅ともに先代経営者**。
- 既に先代経営者は80歳を超えており、**相続税の負担を危惧**している。店舗を建てるために現金も使っていることから、**仮に先代経営者が他界した場合、土地や店舗などを売却するか、借金をまたしなければいけなくなる**。

(2013年12月中小企業庁ヒアリングによる)

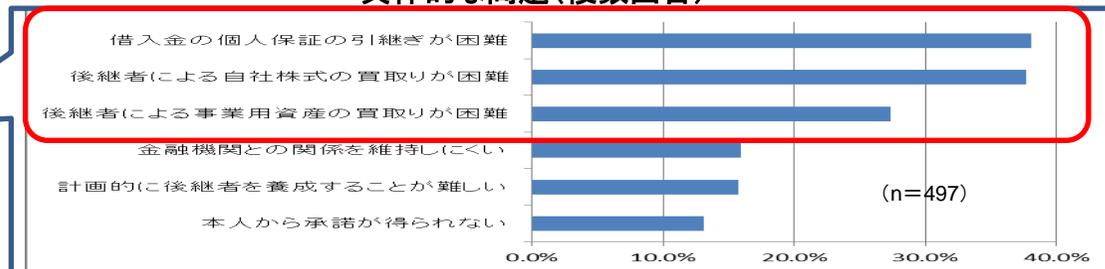
3-2-2 親族外承継の課題

- 増加傾向にある親族外承継でも、事業承継の際に問題があると回答する中小企業は約6割。
- 具体的な問題点としては、第一に借入金の個人保証の引継ぎ、続いて、自社株式、事業用資産の買取りが挙げられるが、借入金の個人保証については、昨年12月公表の「経営者保証に関するガイドライン」で一定の整理をしたところ(次ページ)。
- 後継者における自社株式や事業用資産の買取りが困難な状況の中で、現経営者から後継者へ自社株式、事業用資産を無償で引き渡しても良いとするケースもあるが、贈与税の問題は残る。
- さらに、「赤の他人」の承継となることから、自社株式、事業用資産を含めた財産全体の相続を巡るトラブルが親族内承継の場合と比べて増加することも考えられる。

事業を引き継ぐ際の問題(n=793)

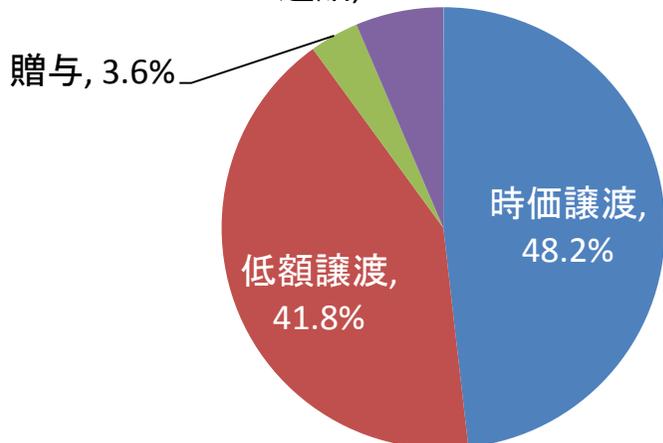


具体的な問題(複数回答)



(出典)中小企業庁委託調査「中小企業の事業承継に関する調査に係る委託事業報告書」(2012年11月)
株式会社野村総合研究所 再編加工

親族外承継時の株式移転方法



(出典)中小企業庁委託調査「中小企業税制に関するアンケート調査」2012年7月(帝国データバンク)

親族外の者に株式の贈与を検討している例

- 従業員5名、年商1億円の卸売業では、息子がいないため、従業員への事業承継を検討。
- 事業を継いでくれるのであれば、**時価とか低額ではなく、無償で株式を渡してもよい**と考えている。(2011年10月中小企業庁ヒアリングによる)

親族外の者に無償で譲渡して事業を継続

- 静岡で食料品小売を営む**個人商店**である蒲原屋では、現在、個人事業主は、69歳になっているが、**3人の娘は事業承継の意思がなかった。**
- 2012年に**静岡県事業引継支援センター**が開設されると、商工会議所の紹介で同センターを知ることができ、**同センターに相談**に赴き、起業希望者を公募したところ、**40代の女性が後継者に選ばれた。**
- 現経営者は10年間は後継者ととともに店先に立ち、最初の5年間で経営ノウハウを伝え、6年目に屋号、**設備を含む事業用資産を無償で引き渡す予定。**

(中小企業白書2013による)

I. 保証契約時等の対応

1. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進

- (1) 保証を提供せずに資金調達を希望する場合は以下の経営状況が必要
- 法人と経営者の関係を明確に区分・分離
 - 財務状況や経営成績の改善を通じた返済能力の向上等による信用力の強化
 - 信頼性の高い情報を債権者に開示・説明
- (2) 債権者は、保証の機能を代替する融資手法(注1)のメニューを充実
- (注1) 停止条件又は解除条件付保証契約、ABL等
- (3) 上記の経営状況等が将来に亘り維持されると見込まれる場合、保証を求めない融資や代替的な融資手法を活用する可能性を検討

2. 経営者保証の契約時の債権者の対応

- やむを得ず保証契約を締結する場合、以下の対応に努める
- (1) 主債務者や保証人に、保証契約の必要性、必要性が解消された場合の保証契約の変更・解除等見直しの可能性等を丁寧かつ具体的に説明
- (2) 適切な保証金額の設定
- 形式的に保証金額を融資額と同額とせず、保証人の資産及び収入の状況等を総合的に勘案して設定
 - 保証履行請求額に一定の基準日以降の保証人の収入は含まないなどの適切な対応を誠実に実施する旨を保証契約に規定

3. 既存の保証契約の適切な見直し

保証契約の見直しの申入れ時には、主債務者、保証人及び債権者は上記 1. や 2. に即して対応するが、特に事業承継時には以下のように対応

- (1) 主債務者や保証人は、経営者交代の事業への影響を説明するなど債権者の情報開示要請に適切に対応
- (2) 債権者は、後継者に当然に保証債務を引き継がせず、必要性を改めて検証。前経営者との保証契約の解除についても適切に判断

II. 保証債務の整理手続（準則型私的整理手続(注2)を原則利用)

1. 経営者の経営責任の在り方

一律かつ形式的に経営者の交代は求めず、経営者の帰責性や経営資質、事業再生への影響等を総合的に勘案し、経営者が引き続き経営に携わることに経済合理性が認められる場合には、これを許容

2. 保証債務の履行基準(残存資産の範囲)

- 残存資産の範囲の決定に際し、保証人の履行能力、保証人の経営責任や信頼性、破産手続の自由財産の考え方との整合性等を総合的に勘案
- 保証人は、自らの資力の情報開示、表明保証を行い、支援専門家が情報の正確性を確認
- 債権者は、保証人の要請を受け、回収見込額の増加額(注3)を上限として、経営者の安定した事業継続、事業清算後の新たな事業の開始等のため一定期間の生計費に相当する額や華美でない自宅等を残存資産に含めることを検討
- 事業継続に必要な資産は、保証人から法人に譲渡し、保証債務の返済原資から除外

3. 保証債務の一部履行後に残存する保証債務の取扱い

保証人が表明保証した資力が事実に反した場合は追加弁済する旨の契約締結等の要件が充足されれば、債権者は残存する保証債務の免除に誠実に対応

4. その他

- ①債務整理を行った保証人の情報は、信用情報登録機関に報告、登録しない ②平成26年2月1日より適用(準備体制が整った金融機関には先行適用)

(注2) 中小企業再生支援協議会、事業再生ADR、私的整理ガイドライン、特定調停等利害関係のない中立かつ公正な第三者が関与する私的整理手続及びこれに準ずる手続

(注3) 破産手続に至らなかったことや、早期の清算手続の着手により保有資産の劣化防止が図られたことに伴う回収見込額の増加額

(参考2)「経営者保証に関するガイドラインQ&A」の主な概要

I. 保証契約時等の対応 — 経営者保証に依存しない融資の一層の促進

中小企業が、保証を提供せずに資金調達を希望する場合は、以下のような対応が求められる

1. 法人と経営者との関係の明確な区分・分離

- ・本社、工場等の事業用資産は法人所有とすることが望ましい。資産の処分が契約において制限されている場合や、自宅兼店舗等で明確な分離が困難な場合等には、適切な賃料を支払う。
- ・事業上の必要性が認められない法人から経営者への貸付は行わない、個人として消費した費用(飲食代等)について法人の経費処理としない
- ・取締役会の適切な牽制機能の発揮等による社内管理体制の整備、「中小企業の会計に関する基本要領」等に拠った信頼性のある計算書類の作成

2. 財務基盤の強化

- ・今後も借入を順調に返済し得るだけの利益(キャッシュフロー)の確保
- ・業況の下振れリスクを勘案しても、借入金全額の返済が可能な内部留保の蓄積

3. 適時適切な情報開示等による経営の透明性の確保

- ・決算書上の各勘定明細(資産・負債明細、売上原価・販管費明細等)の提出
- ・年1回の本決算の報告のみでなく、試算表・資金繰り表等の定期的な報告

⇒こうした対応状況についての公認会計士、税理士等の外部専門家による検証の実施と、対象債権者に対する検証結果の適切な開示が望ましい

金融機関等の対応

内外からのガバナンスが十分働いている場合

経営者保証を求めない可能性の検討

内外からのガバナンスが十分ではない場合

代替的な融資手法(注1)の活用を検討

(注1)停止条件又は解除条件付保証契約等

II. 保証債務の整理手続 — 保証債務の履行基準(残存資産の範囲)

>保証人の手元に残る資産

- 破産手続における自由財産(現金99万円や差押禁止財産等破産財団に属しないとされる財産)
- 経営者たる保証人による早期の事業再生等の着手の決断に対し、債権者は(主たる債務と保証債務を合算した)回収見込額の増加額(注2)の範囲内で、上記の自由財産に加えて、安定した事業継続等のため、「一定期間の生計費に相当する現預金」や「華美でない自宅」等を残存資産に含めることを検討(ただし、主たる債務の整理手続の終結後に保証債務の整理を開始したときは、この限りでない)。
(注2)破産手続に至らなかったこと、あるいは早期の清算手続の着手により保有資産の劣化防止が図られたこと、に伴う債権者の回収見込額の増加額

<残存資産検討の目安>

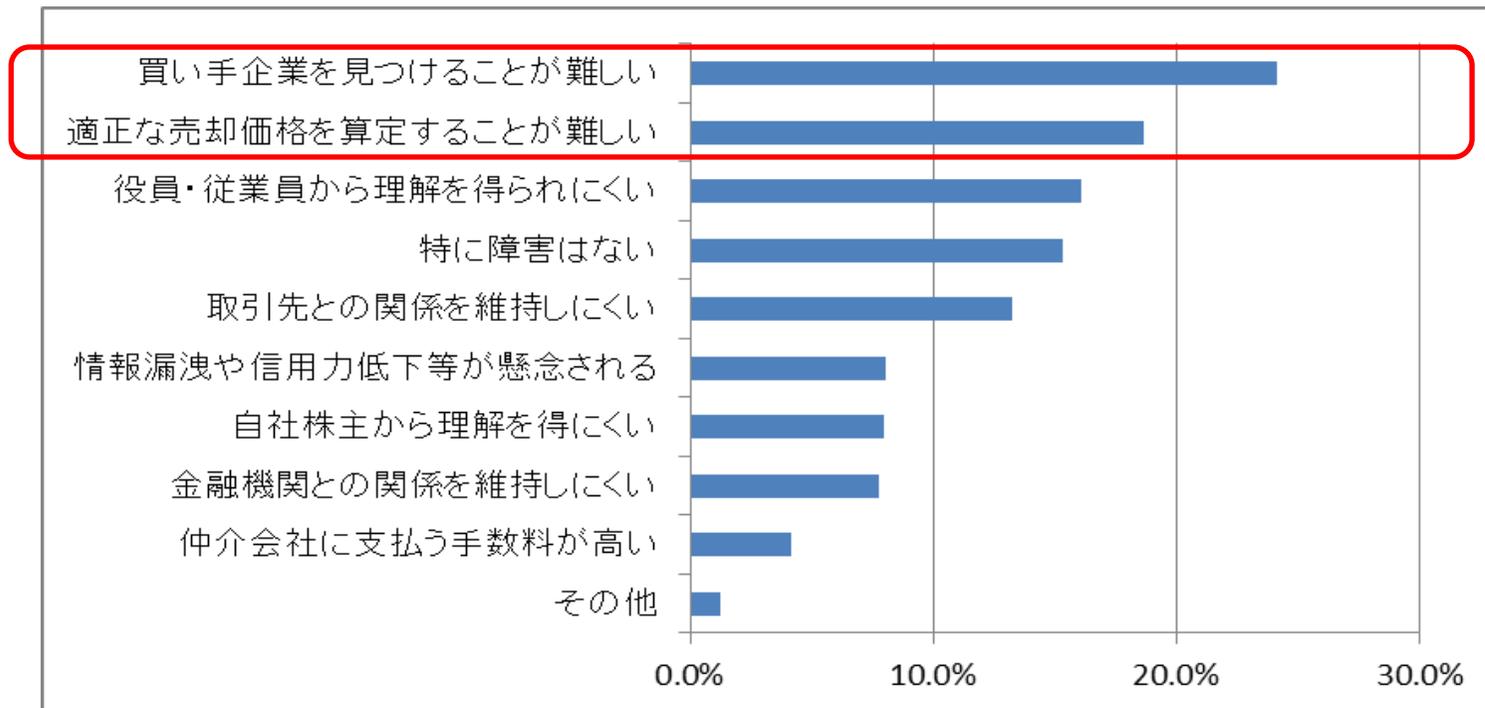
- 一定期間の生計費に相当する現預金:「一定期間」⇒雇用保険の給付期間(90日~330日)の考え方を参考
「生計費」⇒1月当たりの「標準的な世帯の必要生計費」として民事執行法施行令で定める額(33万円)
- 華美でない自宅:安定した事業継続等に必要の場合⇒残存資産に含めることを検討
上記に該当しない場合⇒当分の間住み続けられるよう、処分換価の代わりに、当該資産の公正な価額から担保権者等への優先弁済額を控除した金額の分割弁済を許容

3-2-3 事業譲渡(事業売却)の課題

○増加傾向にある事業譲渡(事業売却)においても、そもそも買い手企業を見つけることが難しい、適正な売却価格の算定が難しい、などの障害も存在している。

事業売却を行う場合の障害(複数回答)

n=4753

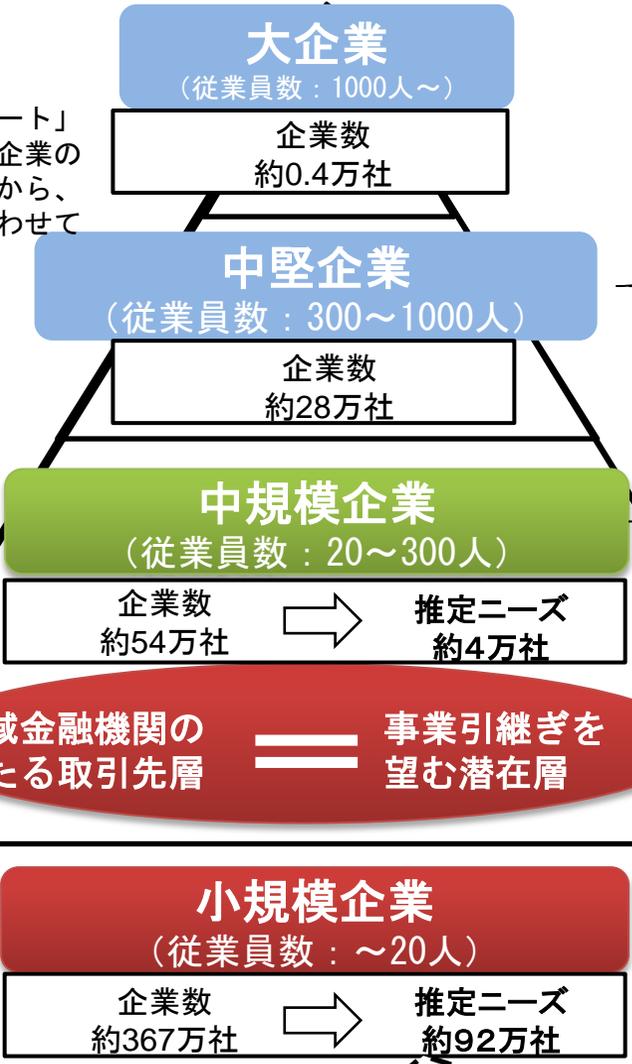


(出典)中小企業庁委託調査「中小企業の事業承継に関する調査に係る委託事業報告書」(2012年11月)再編加工(株式会社野村総合研究所)

(参考) 中小企業のM&Aのマーケット構造

◆譲渡希望企業の年商階層 (イメージ)

※推定ニーズの考え方
 中小企業白書2013における
 「今後の事業運営方針に関するアンケート」
 で、中規模企業のうち7%が、小規模企業
 のうち25%が廃業を検討していることから、
 全体企業数にそれぞれの割合を掛け合わせて
 算出した。



大規模のディール
 =年商10億円超企業が対象
 (M&A手数料3,000万円超)

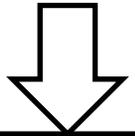
中規模のディール
 =年商3億円超企業が対象
 (M&A手数料1,000万円超)

小規模のディール
 年商3億円以下企業が対象
 (M&A手数料1,000万円未満)

民間の
担い手存在

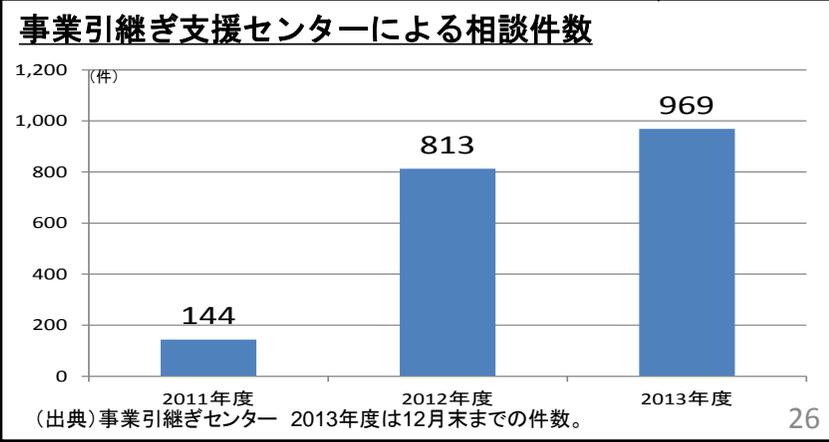
- ・メガバンク
- ・証券会社
- ・M&A専門会社
- (日本M&Aセンター等)

民間の担い手
不在



地域金融機関等と
連携したマッチングシ
ステムの創設により、
案件組成を促進

地域金融機関の
主たる取引先層 = 事業引継ぎを
望む潜在層



約63%が個人事業主であり、法人主体の事業
の売買が成立しないため、後継者あっ旋等の
支援策が有効

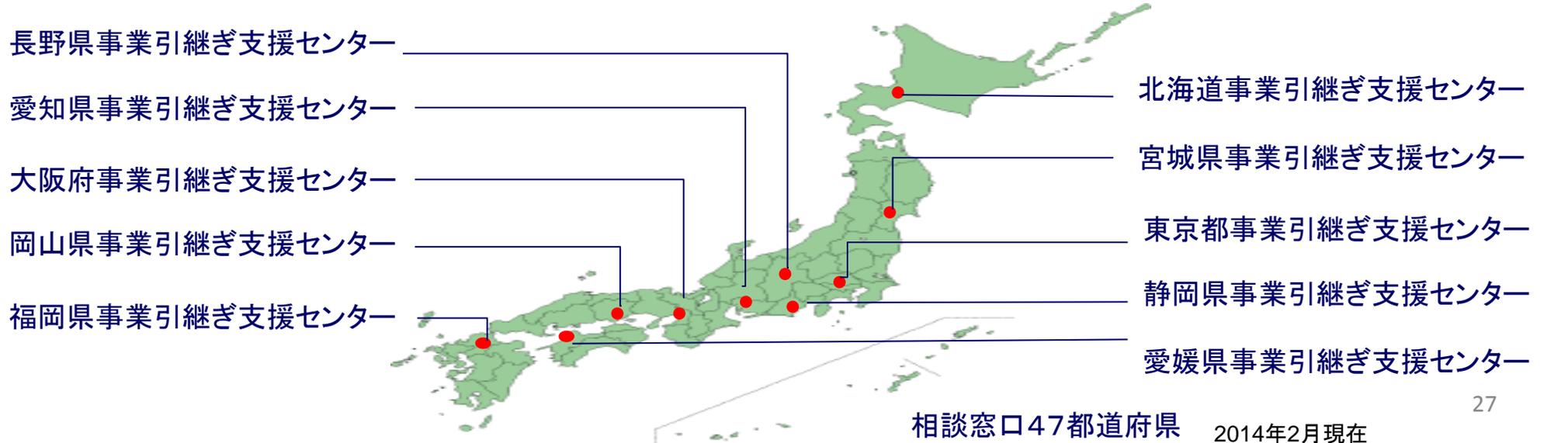
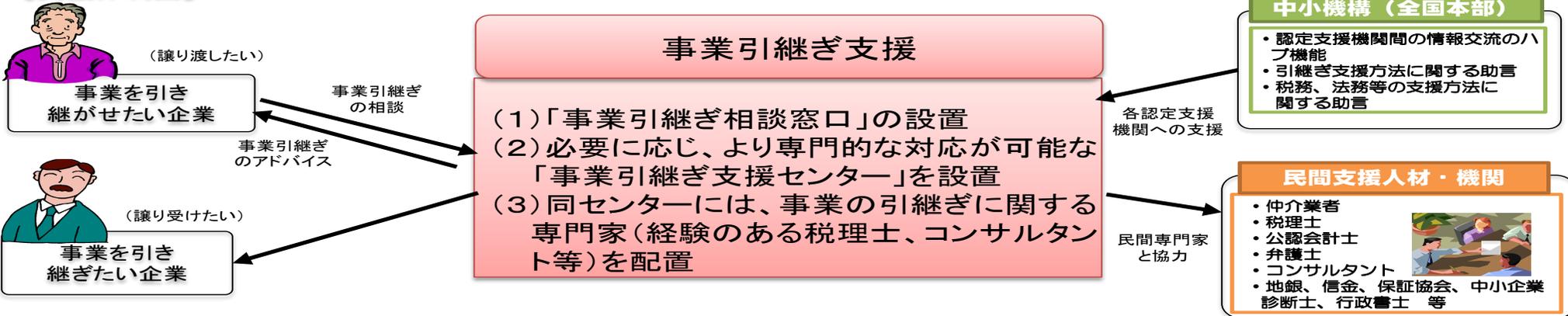
(出典) 経済センサスー基礎調査(2009年)

(参考) 事業引継ぎ支援

○47都道府県に、事業引継ぎ等に関する情報提供・助言等を行う「事業引継ぎ相談窓口」(*1)を設置。
 さらに、事業引継ぎ支援の需要が多く、支援体制が整った地域に、「事業引継ぎ支援センター」(*2)を設置し、事業引継ぎに関するより専門的な支援を実施。

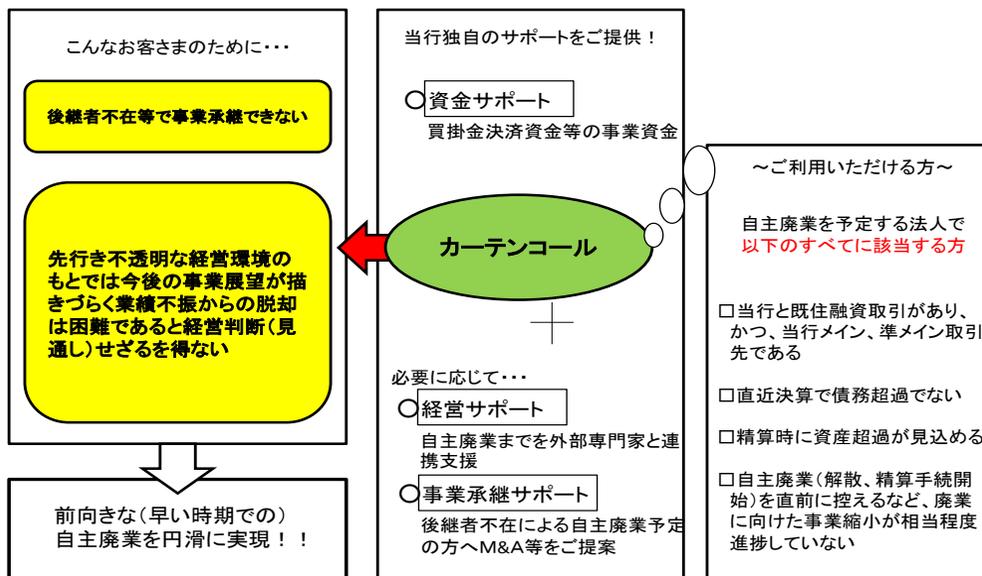
- (*1)「事業引継ぎ相談窓口」
 「事業引継ぎ相談窓口」では、事業引継ぎを行う上での課題など、様々な中小企業の経営上の課題に窓口相談員が原則として無料で対応し、課題を解決するための支援施策や支援機関の紹介、情報提供等を行う。
- (*2)「事業引継ぎ支援センター」
 「事業引継ぎ支援センター」では、事業引継ぎに関する専門家(経験のある税理士、金融機関OB等)が、事業引継ぎを希望する企業間の仲介及び事業引継ぎ契約の成立に向けた支援等を行う。事業引継ぎ支援センターは北海道、宮城、東京、長野、静岡、愛知、大阪、岡山、愛媛、福岡の全国計10箇所に設置。

【支援体制図】



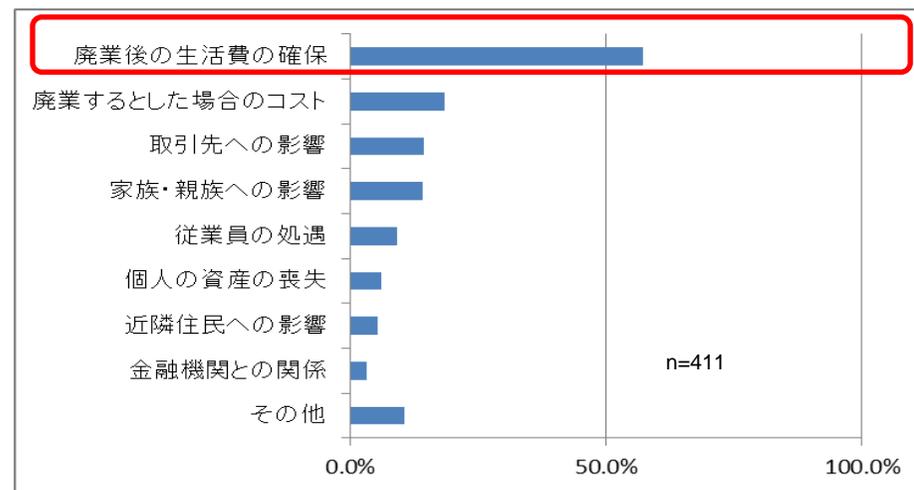
- タイミングを逸した廃業はダメージが大きくなることから、円滑な廃業を促す支援の例として、早い時期の自主廃業を後押しするための事業整理支援ローンの取扱いをしている地方銀行も一部に存在している。
- 他方で、実際に廃業する場合には、廃業後の生活費の確保や取引先への影響、従業員の処遇も心配な点として挙げられていることから、金融支援のみならず、これらの点にも配慮した総合的な支援が必要であると考えられる。
- しかしながら、中小企業の廃業に当たっての相談については、家族、親族への相談や誰にも相談していないケースが多いと考えられることから、廃業に関して十分な支援がなされていない可能性がある。
- 特に、廃業を予定している中小企業において、実際に廃業する場合に心配な点として、「廃業後の生活費の確保」と回答する経営者は5割を超えている。この点については、経営者の将来の不安を解消し、安心して事業に注力できる環境を整備するため、特に、経営基盤が脆弱で、経済環境の変化を受けやすい小規模企業者の廃業・引退後の生活資金等の確保を図るための共済制度として小規模共済制度が設けられている。

地方銀行における事業整理支援ローン



(出典)大垣共立銀行「地域密着型金融の取組みの状況」(平成21年度)を基に作成

実際に廃業する場合に心配な点(複数回答)(未定稿)



(出典)中小企業庁委託「中小企業における事業承継に関する調査」(2014年2月)株式会社野村総合研究所再編加工
 (備考)アンケート期間(2014年1月14日~2月7日)のうち1月末までに回答があった者の中間集計であり、最終集計結果は異なる。

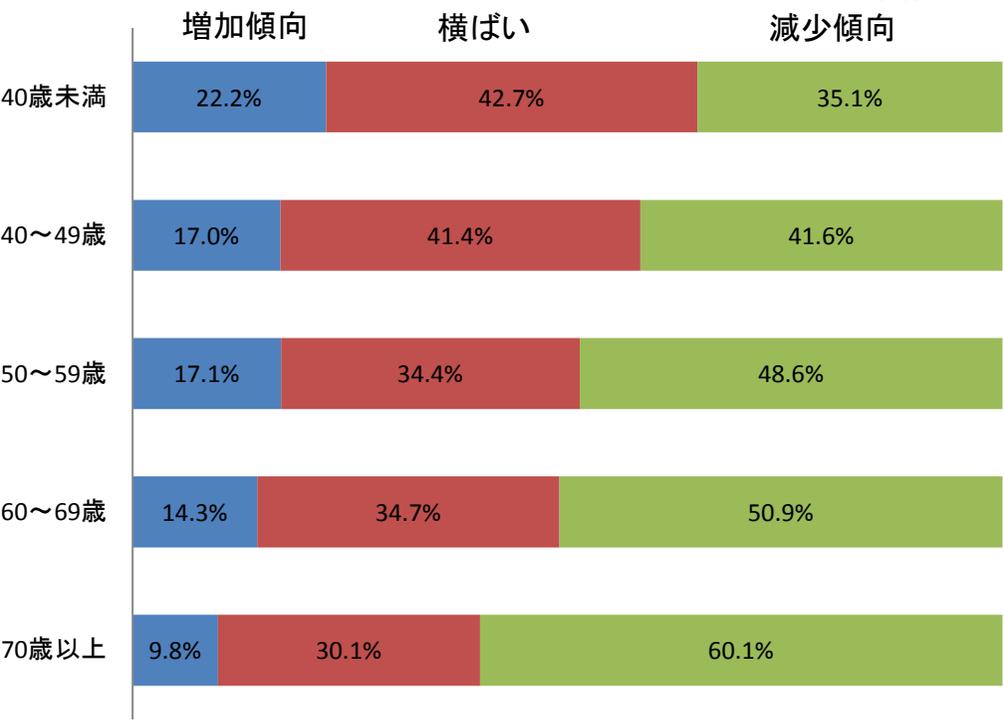
3-3 事業承継等のタイミングについての現状と課題

3-3-1 経営者の高齢化によるリスク

○経営者の年齢層が高くなるほど、最近5年間の経常利益が増加傾向と回答する中小企業の割合は少なくなっており、逆に減少傾向とする中小企業の割合が増加。
 ○経営者の年齢層が高くなるほど、事業を縮小したい・廃業したいとする割合が増加。
 ➡経営者の高齢化は、業績の悪化、廃業に直結する課題。

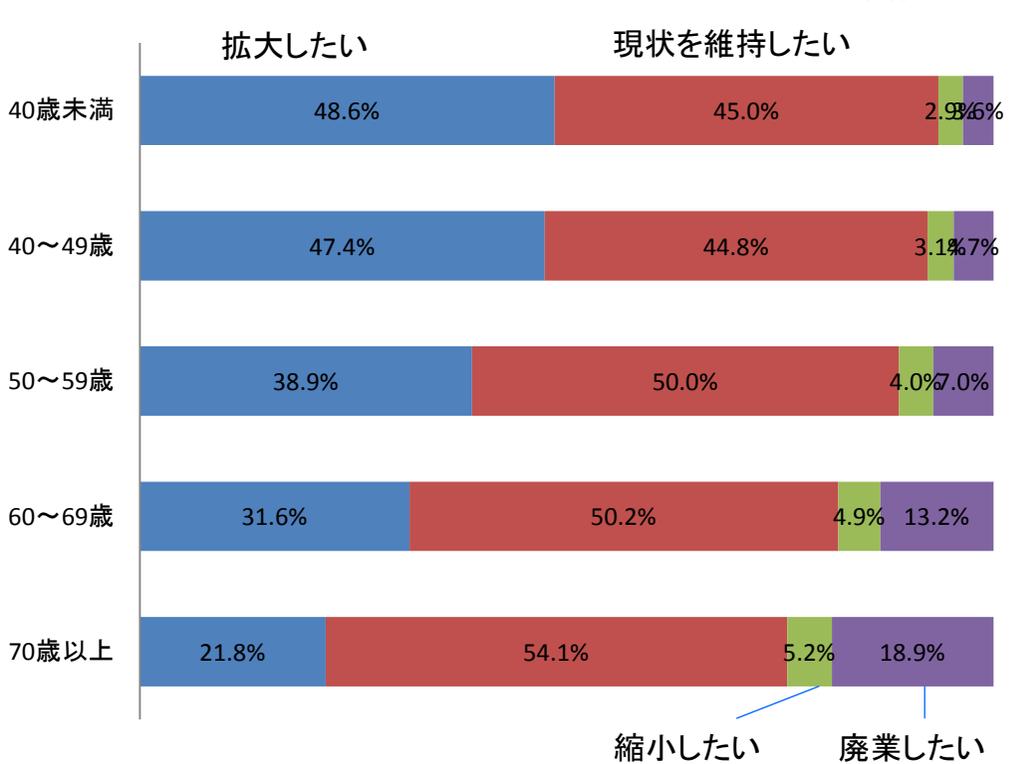
経営者の年齢階層別の経常利益の動向

n=6438



経営者の年齢階層別の今後の事業運営方針

n=6438



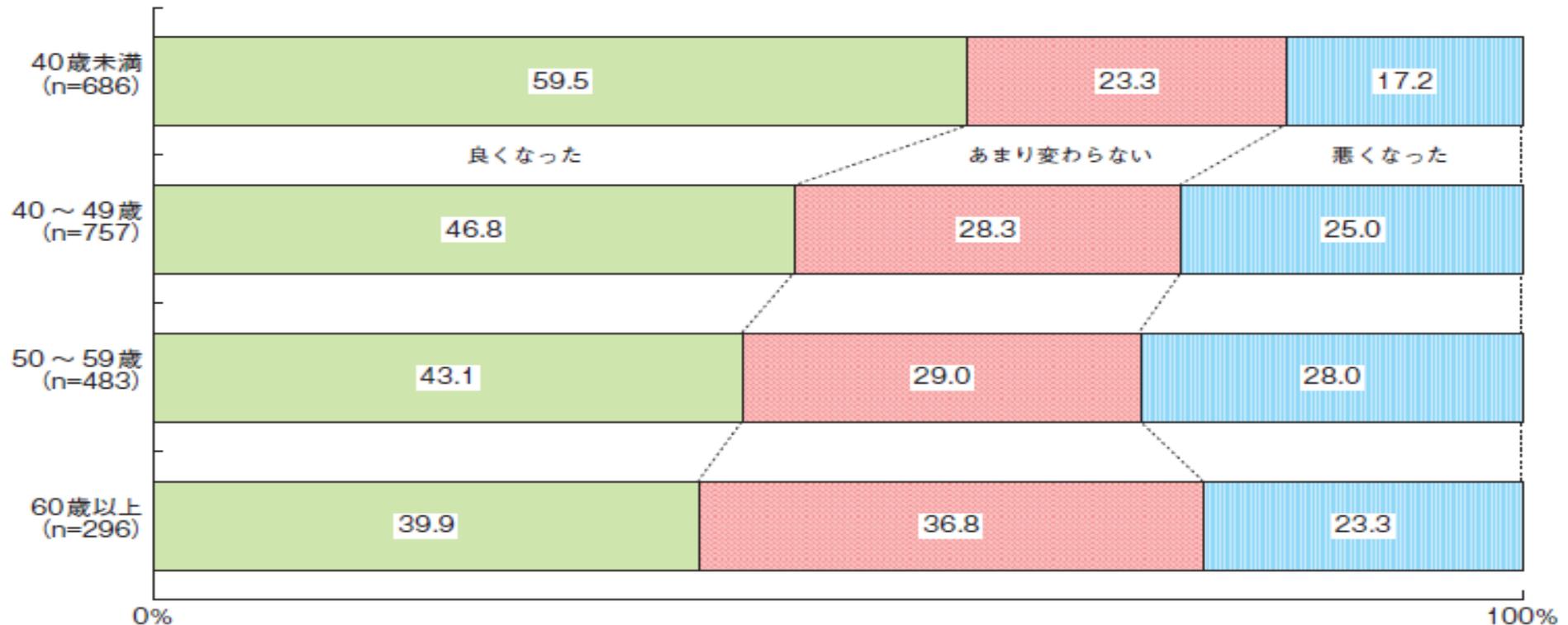
(出典) 中小企業庁委託調査「中小企業の事業承継に関する調査に係る委託事業報告書」(2012年11月)株式会社野村総合研究所 再編加工

3-3-2 事業承継と経営革新①(事業承継後の業績の傾向)

○現経営者の事業承継時の年齢別に事業承継後の業績推移を見ると、全ての年齢層で、「良くなった」と回答する中小企業の割合が、「悪くなった」と回答する中小企業の割合を上回っている。

○また、事業承継時の現経営者の年齢が若いほど、承継後の業績が向上する傾向が見られる。

事業承継時の現経営者年齢別の事業承継後の業績推移



資料：中小企業庁委託「中小企業の事業承継に関するアンケート調査」(2012年11月、(株)野村総合研究所)

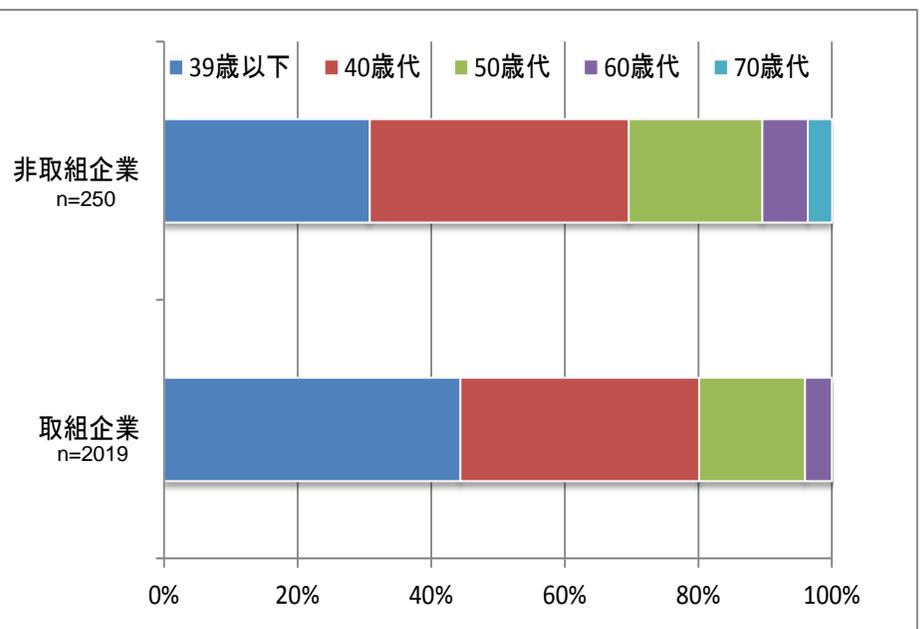
(注) 1. 事業承継後の業績推移は、承継後5年間程度(承継後5年未満の企業は回答時点まで。)の実績による回答。

2. 「良くなった」には「やや良くなった」を、「悪くなった」には「やや悪くなった」を含む。

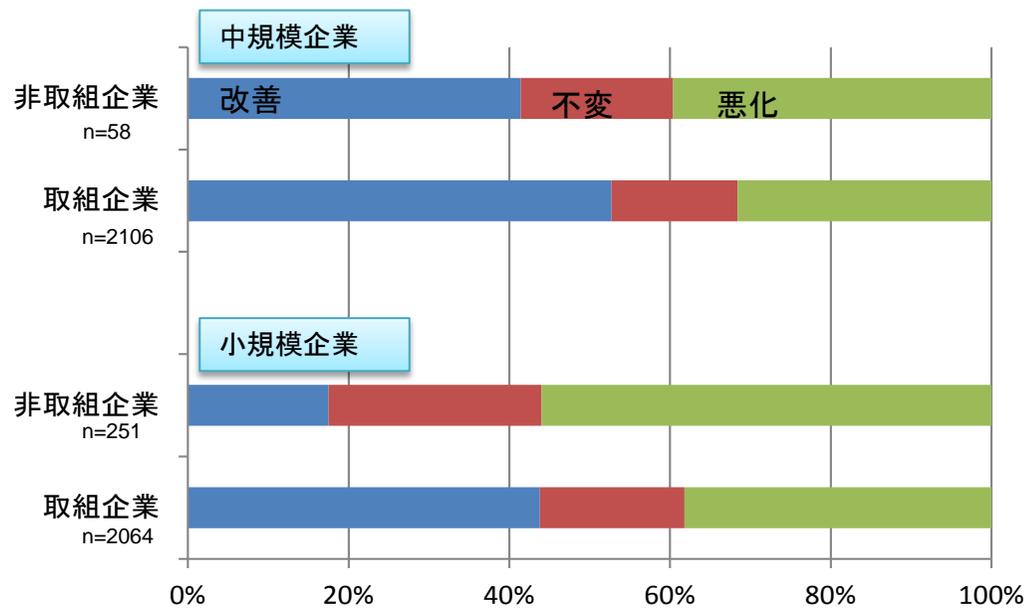
3-3-3 事業承継と経営革新②(事業承継後の経営革新の取組と業績との関係)

○若い経営者へ事業承継した企業ほど、新たな取組(経営革新)が行われる傾向にある。
 ○さらに、小規模企業、中規模企業いずれであっても、新たな取組(経営革新)を行っている中小企業において、業績が改善と回答する割合は高い。
 ➡若い後継者への事業承継をした企業ほど、経営革新の取組が行われ、業績の改善が見られる。

経営革新への取組状況別、承継時の年齢



経営革新への取組状況別の事業承継後の業績



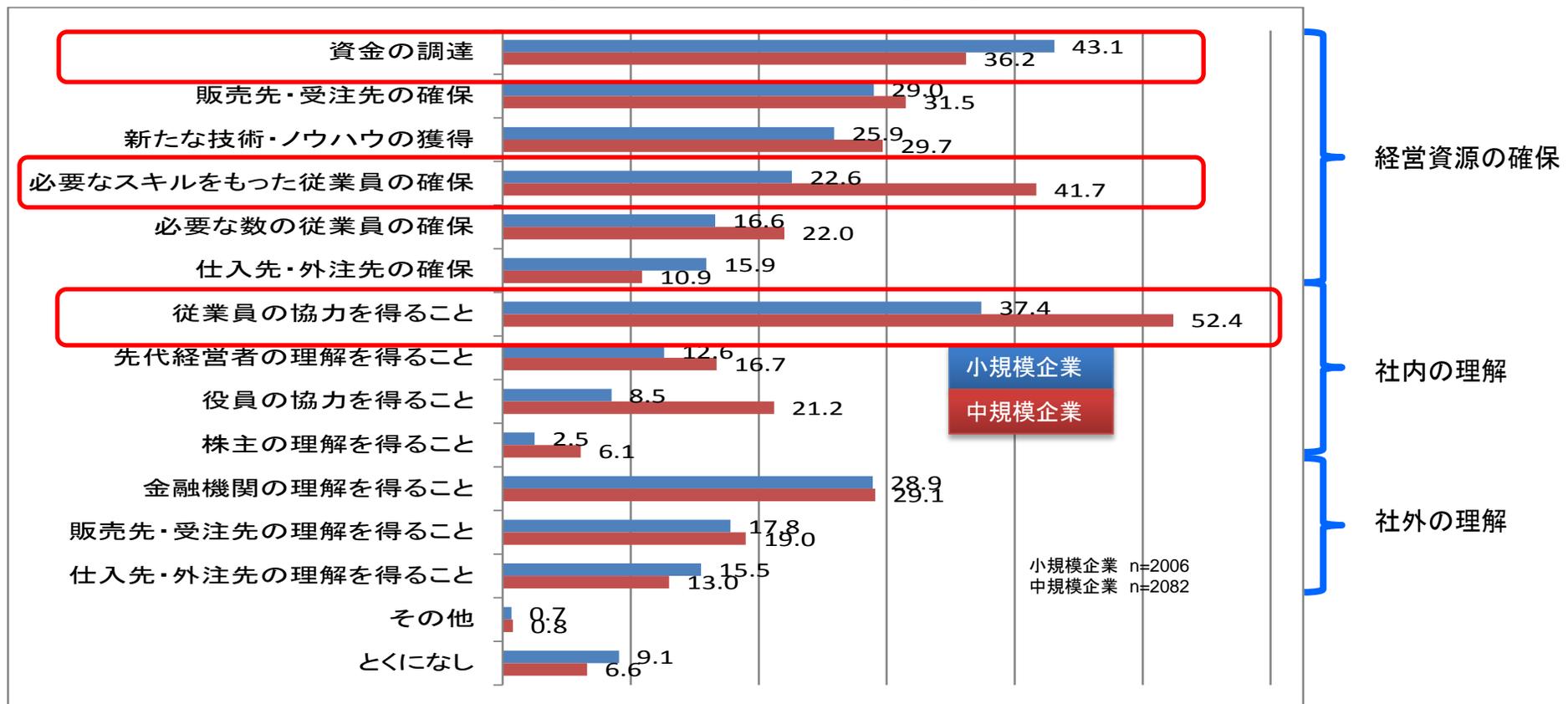
(出典)日本政策金融公庫総合研究所「中小企業の事業承継」(2010)

3-3-4 事業承継を契機とした経営革新を行う上での課題

○実際に事業承継の際に新たな取組(経営革新)を行った企業における苦労した点は多岐にわたるが、小規模企業では、資金の調達や従業員の協力を得ることに苦労したとする回答が最も多く、中規模企業では従業員の協力を得ることや必要なスキルを持った従業員の確保に苦労したとする回答が最も多くなっている。

○事業承継の際の経営革新は、経営の改善につながる傾向がある一方で様々な課題に直面。

経営革新に取り組む上で苦労した課題(複数回答)



(出典)日本政策金融公庫総合研究所「中小企業の事業承継」(2010)

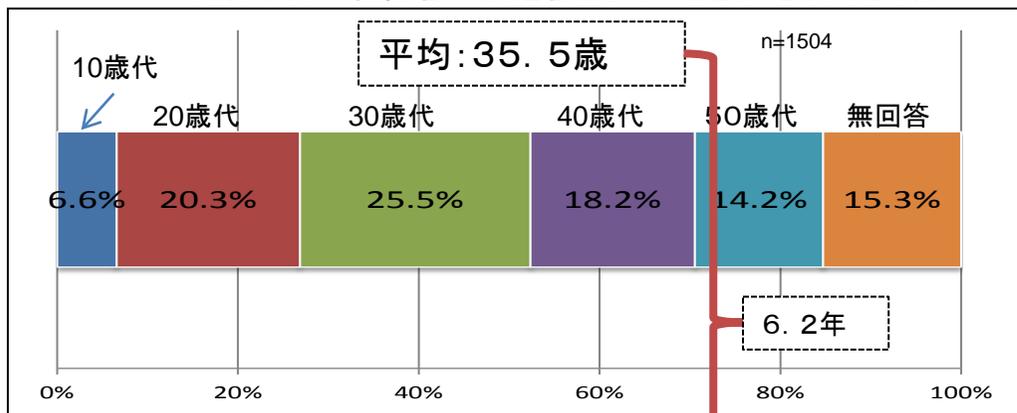
3-4-1 事業承継に要する期間

○二代目以降の現経営者について、過去の事業承継時のデータを見ると、後継者になることを伝えられた平均年齢は35.5歳、実際に事業承継した平均年齢は41.7歳となっており、後継者と意思疎通が完了してから実際の事業承継まで約6年となっている。

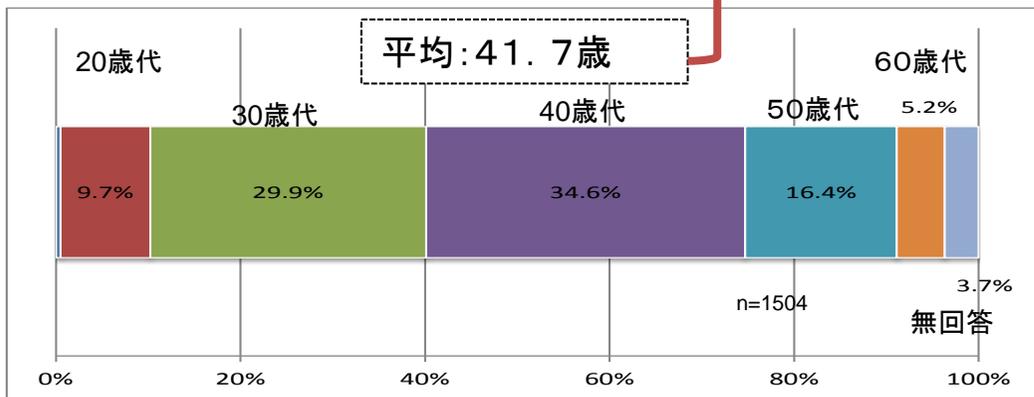
○また、後継者の育成については、全体の約7割は、5年以上前から開始していくことが必要だと考えている。

➡ 後継者を決めてから実際に事業承継に至るまでの平均期間等から見て、事業承継には一定の準備期間が必要。

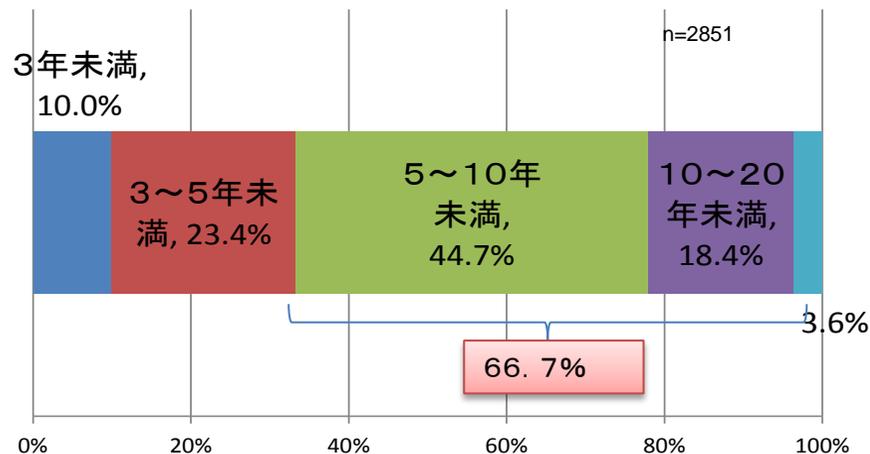
二代目以降の経営者が後継者となることを伝えられた年齢



二代目以降の経営者が実際に事業承継をした年齢



後継者の育成のために必要と考える期間



(出典) 日本政策金融公庫研究所「中小企業の事業承継」(2010)

(出典) 上図、下図とも 中小企業基盤整備機構「事業承継実態調査報告書」(2011)

3-4-2 事業承継の準備状況と具体的な取組内容

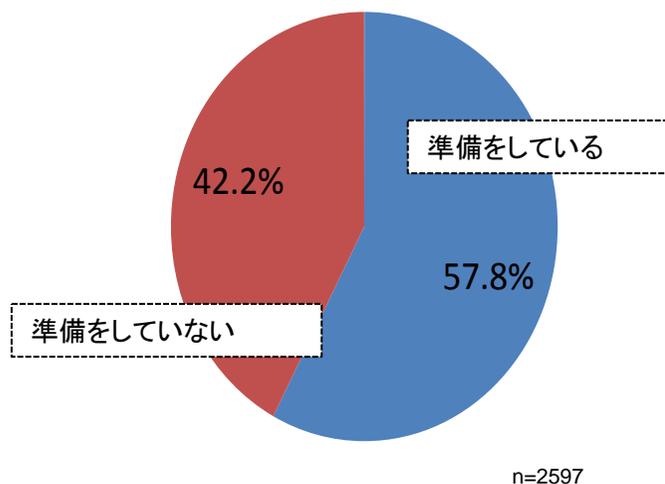
○60歳以上の経営者の中小企業における事業承継の準備状況を見ると、事業承継の準備をしていると回答する中小企業は約6割に過ぎない。

○また、具体的な準備状況を見ると、比較的時間を要する後継者の資質向上や後継者を支える人材育成の面での取組を行っている中小企業は比較的多いものの、相続税、贈与税への対応の検討や、自社株式の後継者への移転方法、親族間の相続問題の調整の取組を行っている中小企業の割合は相対的に低くなっている。

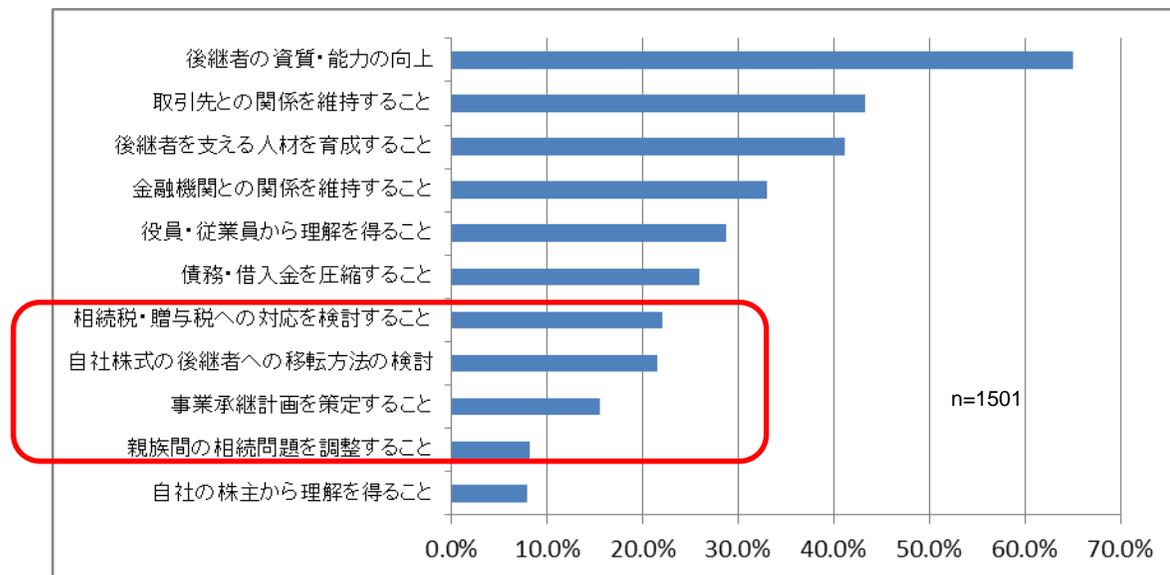
➡ 経営者の年齢が60歳の企業でも、約4割は事業承継の準備をしていない。

事業承継の準備をしている場合でも、親族間の相続問題の調整、資産移転に係る取組は十分されていない。

中小企業の事業承継の準備状況
(60歳以上)



中小企業の事業承継の準備をしている企業の具体的な準備内容
(60歳以上) ※複数回答



(出典) 中小企業庁委託調査「中小企業の事業承継に関する調査に係る委託事業報告書」(2012年11月)株式会社野村総合研究所 再編加工
注) 事業承継準備を「十分している」「ある程度している」と回答した企業を、事業承継の準備をしているとして分類している。

(出典) 中小企業庁委託調査「中小企業の事業承継に関する調査に係る委託事業報告書」(2012年11月)株式会社野村総合研究所 再編加工